

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

【基本方針】

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年（2019年）12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市	○災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○本部会議の開催 ○国又は他市町村職員の派遣要請	→
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	→
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部の設置・運営	市	1(1) 災害対策本部の設置 1(2) 組織及び活動体制 1(3) 本部会議 1(4) 非常配備 1(5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 1(6) 勤務時間外における体制の整備
	防災関係機関	2(1) 組織及び活動体制 2(2) 勤務時間外における体制の整備 2(3) 惨事ストレス対策
第2節 職員の派遣要請	市、県	1(1) 知事等に対する応援要請等 1(2) 国の職員の派遣要請 1(3) 他市町村の職員の派遣要請 1(4) 職員派遣のあっせん要求 1(5) 県職員の受入 1(6) 被災市町村への市職員の派遣
第3節 災害救助法の適用	市、県	1(1) 救助の実施 1(2) 県が行う救助の補助

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

市は、市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

市は、市の区域内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときに、法第23条の2の規定により災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は応急対策がおおむね完了したと認めたとき、これを廃止する。

災害対策本部は、市長を本部長として市の全機構を総括する構成であり、その所掌事務として水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策活動を包括する。

なお、災害対策本部の運営の方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう東海市災害対策本部条例（昭和44年（1969年）東海市条例第87号）等に定める。

（資 料）

- ・ 東海市災害対策本部条例 ……………（参考資料 p. 2）
- ・ 東海市災害対策活動要綱 ……………（参考資料 p. 2）

（1）災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

本部は、東海市災害対策活動要綱に基づき、第3非常配備、第4非常配備若しくは第5非常配備が指令されたとき又は本部長が必要と認めるときに設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

（資 料）

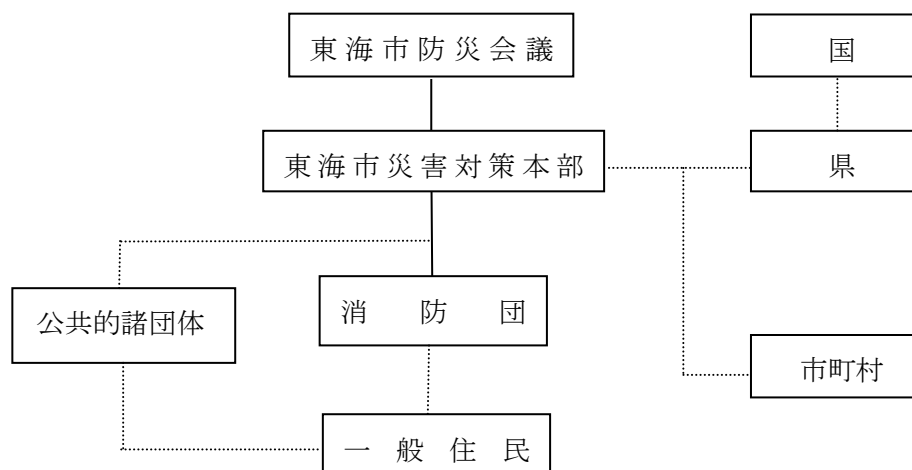
- ・ 東海市災害対策活動要綱 ……………（参考資料 p. 2）

イ 設置場所

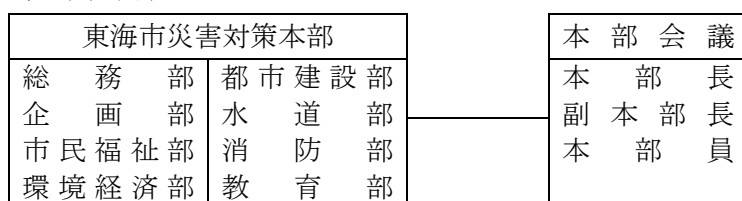
本部（本部室）は、市役所（防災拠点）庁舎2階（201会議室）に設置する。

（2）組織及び活動体制

ア 災害対策系統図



イ 災害対策本部



(3) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部会議の協議（指示）事項

- ㊦ 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- ㊧ 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ㊨ り災調査の方法及び基準に関すること。
- ㊩ 救護物資等供与の基準に関すること。
- ㊪ 避難の指示に関すること。
- ㊫ 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。
- ㊬ 国・県の機関、他市町村又はその他の機関、団体等に対する応援の要請に関すること。
- ㊭ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ㊮ その他災害対策に関する重要なこと。

イ 本部会議の開催

- ㊦ 本部長は、必要に応じて本部会議を招集する。
- ㊧ 本部会議は、特別の指示がない限り、市役所において開催する。
- ㊨ 本部員は、それぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ㊩ 本部員は、必要により所要の職員を伴って出席することができる。
- ㊪ 各部長は、会議の招集を必要と認めたときは、総務部長にその旨申し出るものとする。
- ㊫ 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。
- ㊬ 市は、災害の態様に応じ、災害対策本部に各防災関係機関の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに応急対策実施に必要な連絡調整を行う。

ウ 決定又は指示事項の通知

会議の決定事項のうち、本部長又は各部長が職員に通知を要すると認めたものについては、速やかに通知し、その徹底を図るものとする。

エ 各部の任務分担

各部課の任務分担は、別に定める「東海市災害対策活動要綱」によるものとする。

(4) 非常配備

市は、東海市災害対策活動要綱にあらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の

確保に努める。

（資 料）

・東海市災害対策活動要綱 ……………（参考資料 p. 2）

(5) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市は、気象情報システム、震度情報ネットワーク及びテレビ等の情報の収集に努め、東海市災害対策活動要綱に定めるところにより、災害対策本部を設置するものとする。災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、県及び防災関係機関に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示又は報告等を行う。

(6) 勤務時間外における体制の整備

市は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 知事等に対する応援要請等

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

(2) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(4) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(5) 県職員の受入

市は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、派遣された県職員を受入れる。

(6) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

【基本方針】

- 災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民の生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

【主な機関の応急活動】

機関名	事前	被害発生中	事後
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達		
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導		
報道機関	○迅速な警報の放送		

【主な機関の措置】

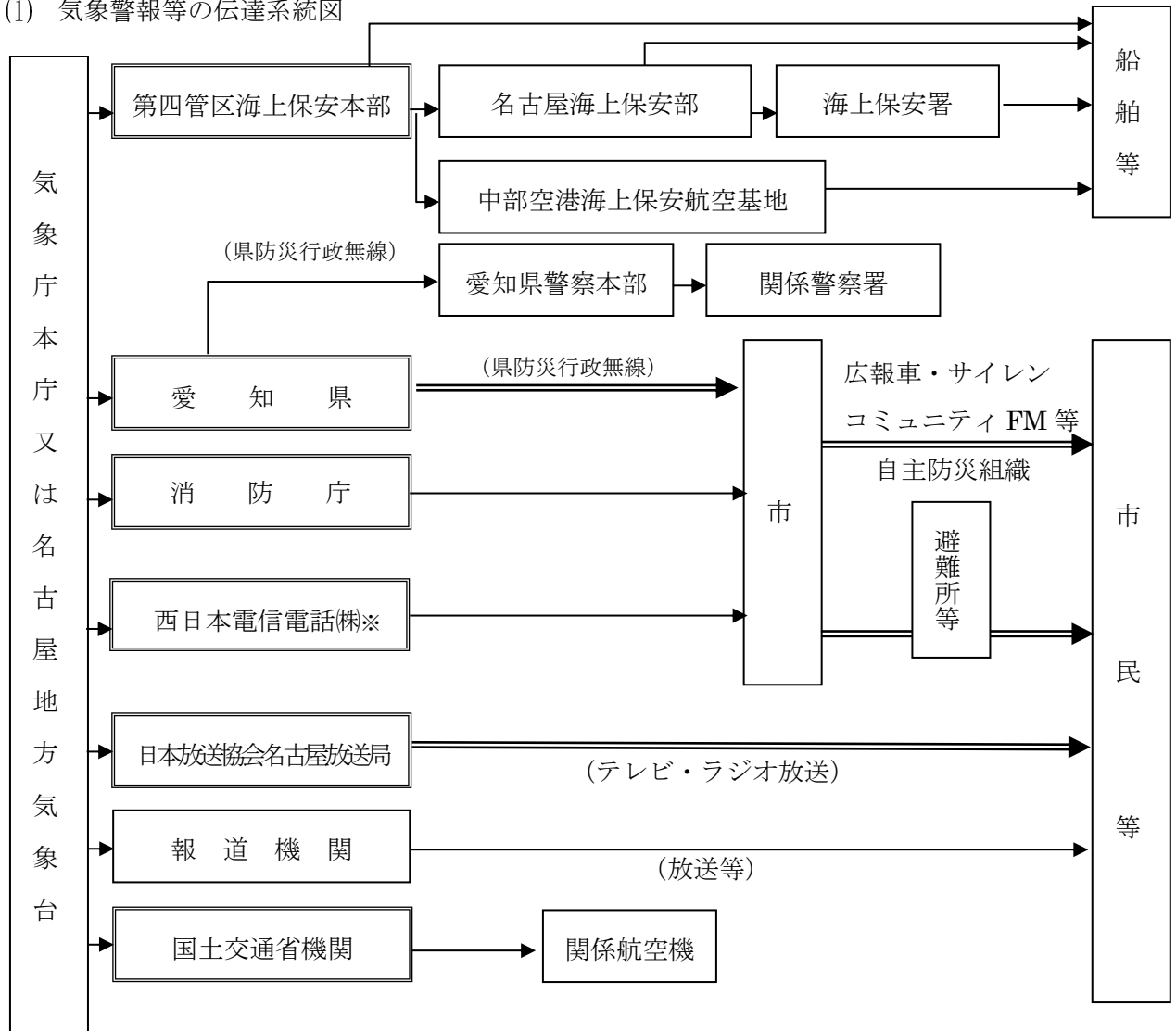
区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2(1)(2) 洪水予報の発表伝達 2(5) 土砂災害警戒情報
第2節 避難情報	市	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事への助言の要求 1(3) 報告 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者における措置	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 洪水のための立退きの指示 3(2) 地すべりのための立退きの指示 3(3) 通知 3(4) 市長の事務の代行 3(5) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有
	県警察（警察官）	4(1) 警察官職務執行法第4条による措置 4(2) 報告 4(3) 法第61条による指示 4(4) 通知及び報告
	第四管区海上保安本部（海上保安官）	5(1) 法第61条による指示 5(2) 通知及び報告
	名古屋地方気象台	6(1) 市長への助言
	自衛隊（自衛官）	7(1) 避難等の措置 7(2) 報告

第3節 住民等の避難誘導等	市	1 住民等の避難誘導 2 伝達の方法 3 伝達の内容 4 指示の報告 5 避難行動要支援者の支援
第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議
	県	1 広域避難に係る協議 2 居住者等の運送

第1節 気象警報等の発表、伝達

1 気象警報等の伝達系統図

(1) 気象警報等の伝達系統図



※ 気象庁から西日本電信電話株には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

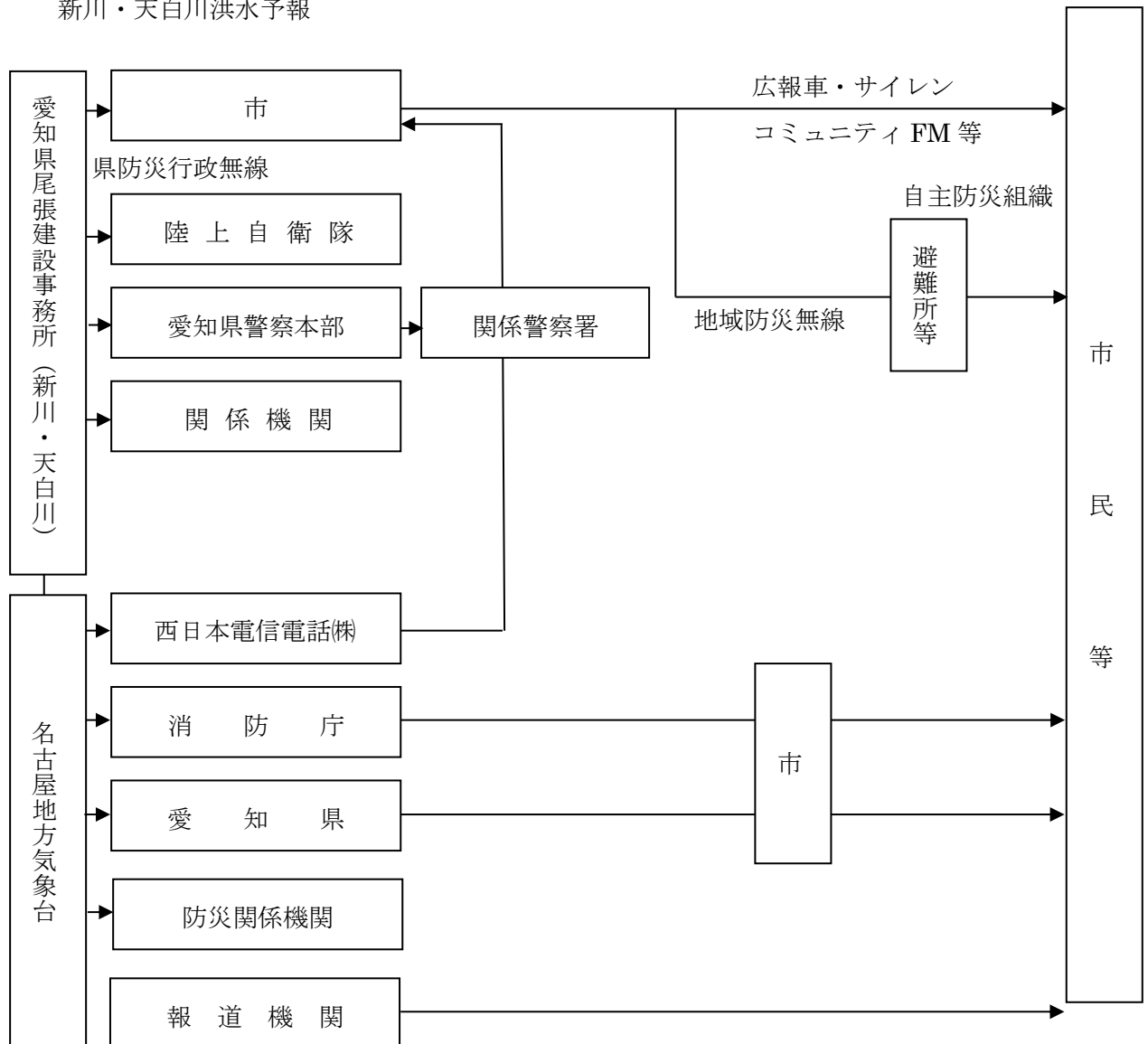
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 洪水予報

知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

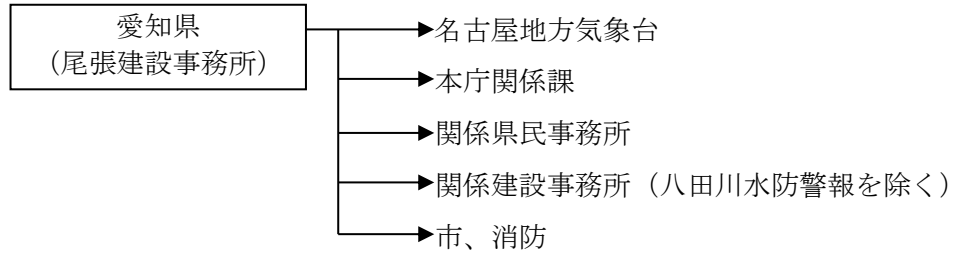
新川・天白川洪水予報



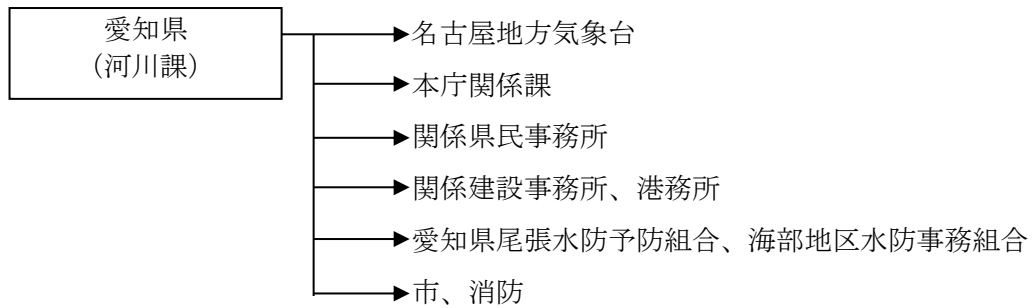
(3) 水防警報

知事の発表する水防警報

・天白川、八田川水防警報

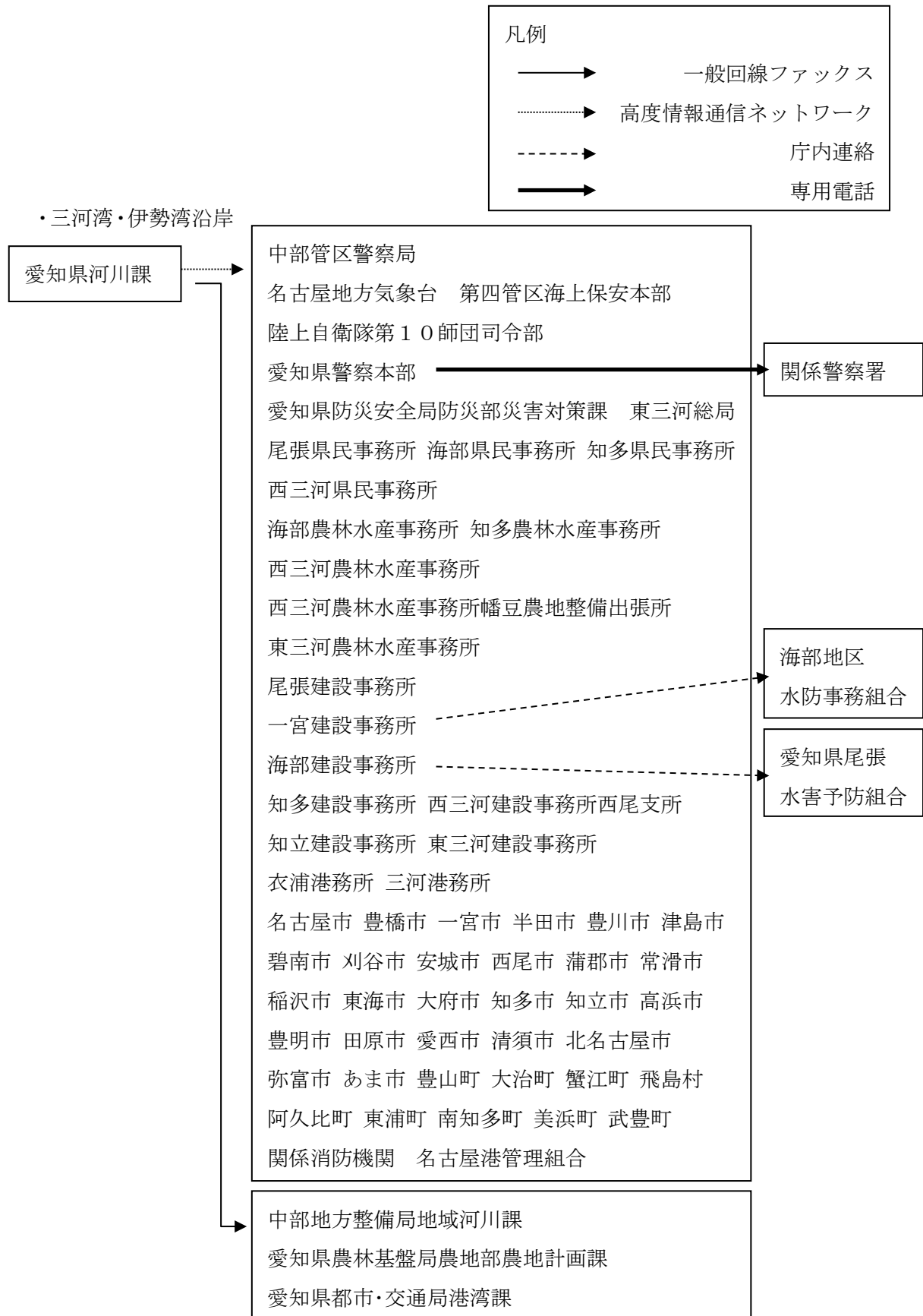


・愛知県津波水防警報

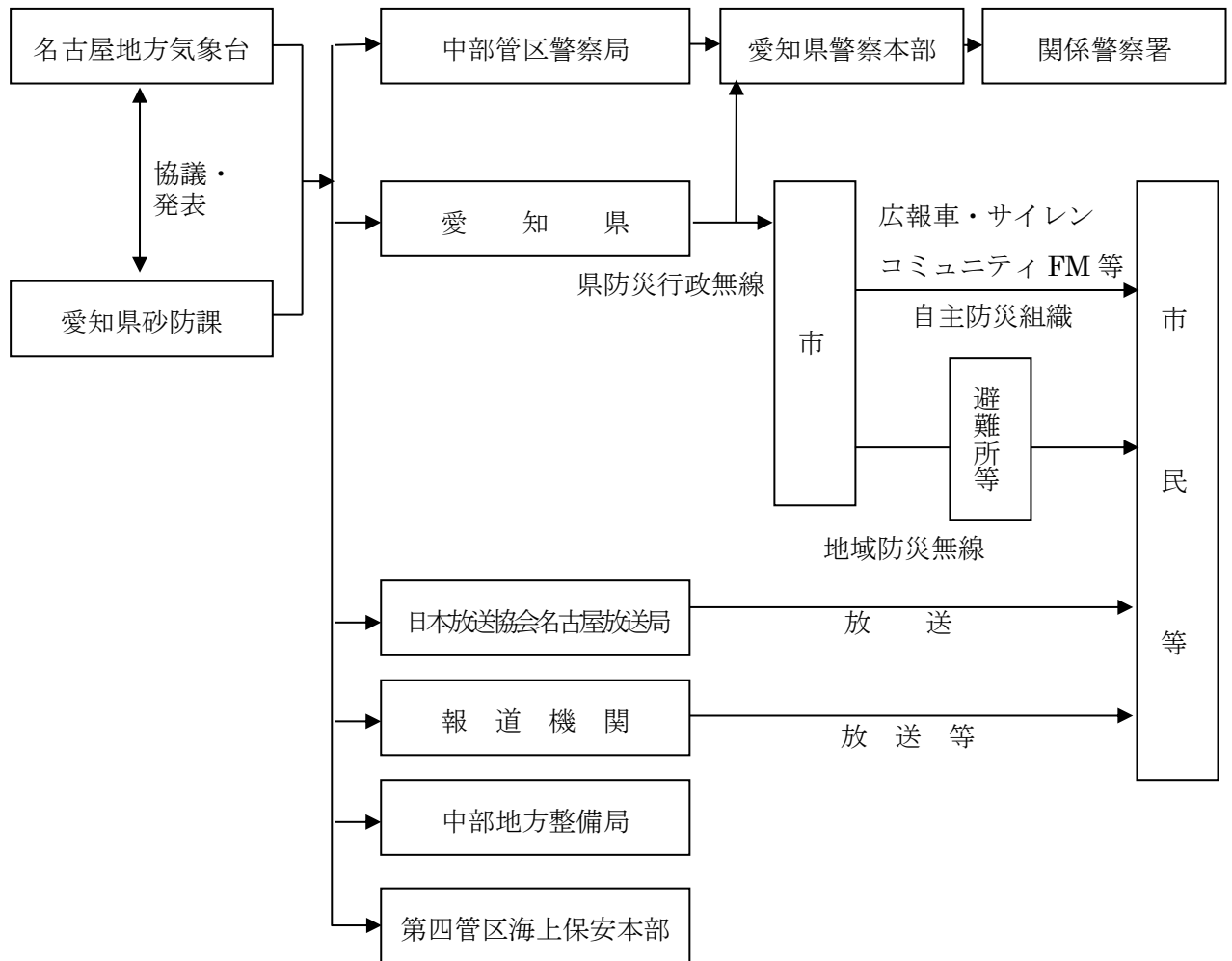


(4) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

- ・知事が通知する水位周知海岸（高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]））



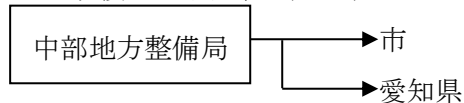
(5) 土砂災害警戒情報



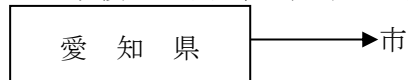
(注) 土砂災害警戒情報は、名古屋地方気象台と愛知県砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

(6) 土砂災害緊急情報

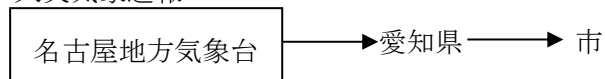
ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）



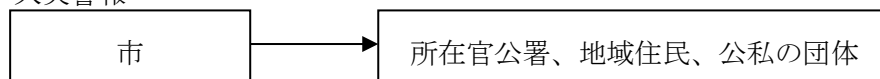
イ 大規模な土砂災害（地すべり）



(7) 火災気象通報



(8) 火災警報



2 予警報の種類と発表基準

(1) 気象及び水象に関する予警報

名古屋地方気象台が異常気象等によって、県下に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表する。

(資 料)

- ・ 予警報の種類と発表基準 …………… (附属資料 p.72)

(2) 水防警報

知事が、指定する河川又は海岸において対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか若しくは警戒水位を超えるとき又は洪水若しくは高潮による災害が予想される場合において水防の必要が認められたとき発する。

警報発令の対象として、知事が指定している河川及び海岸は次のとおりである。

河川・海岸名	観 測 所 名	地 先 名	警 戒 水 位 等
天 白 川	天白、島田	名古屋市天白区	T・P 10.00m
伊勢湾海岸	鬼 崎	常滑市港町	気象等注意報又は警報が発令されて水防警報を発する必要があるとき。

(3) 火災気象通報

名古屋地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を通報する。

ア 通報基準

火災気象通報を行なう場合の基準は次のとおりとする。ただし、基準は名古屋地方気象台における値とする。

(ア) 陸上 13m/s、海上 16m/s

(イ) 最小湿度 30%で、実効湿度 60%

イ 通報対象区域等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

通報実施部署 名古屋地方気象台 観測予報グループ

通報対象区域 愛知県と知多地域

通報先 愛知県防災安全局防災部消防保安課

通報手段 気象情報伝送処理システム

ウ 通報時刻等

毎日午前5時頃、翌日午前9時までの気象状況の概況を気象概況として通報する。通報の際、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、これをもって火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合には、その旨を通報する。

(4) 火災警報

市長が、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたとき発する。

(5) 土砂災害警戒情報

県と名古屋地方気象台が、共同で、大雨警報の発表中に、さらに土砂災害の危険度が高まったときに、発表する。

さらに土砂災害の危険度が高まったときとは、あと数時間で、過去に避難しなければならないような土砂災害が発生した時と同じような降雨の状況になることが予想されたときをいう。

3 通報に対する措置

- (1) 警報等を受領した総務部長は、気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては、市長に報告するとともに、庁内放送により職員に伝達し、あるいはその内容により関係部課長に伝達する。
- (2) 警報等の伝達を受けた各部課長は、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により一般住民及び各種団体並びに市内の官公署、学校その他関係機関へ必要な連絡を行う。
- (3) 警報等を一般住民、各種団体及び関係機関へ連絡する方法は、おおむね次による。

ア サイレン

イ 広報車による広報

ウ 自主防災組織

エ 地域防災無線

オ コミュニティFM

カ 電話

キ Webサイト掲載及びメールマガジン

ク SNS

(資料)

- ・ サイレン吹鳴装置設置状況 (附属資料 p. 44)
- ・ 市保有車両一覧 (附属資料 p. 31)
- ・ 地域防災無線 (附属資料 p. 26)

- (4) 総務部長は、警報等を受領した後は、注意の必要がないことが明らかになるまでの間、気象の情報に注意し、状況の把握に努める。

4 異常現象の通報

異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

- (1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ 〔警戒レベル3〕高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難

行動の喚起に努めるものとする。

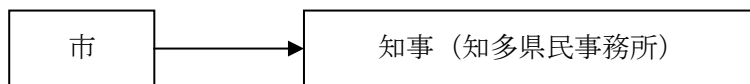
カ 事前の情報提供

避難情報の発令至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

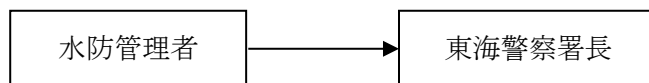
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

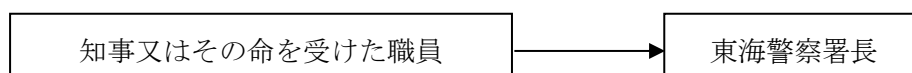
(1) 洪水のための立退きの指示

水防管理者の指示と同様

(2) 地すべりのための立退きの指示

地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。

(3) 通知（地すべり等防止法第25条）



(4) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き等の指示の事務を全部または大部分実施できないときは、市長に代わってその事務を実施する。

(5) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア 市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

イ ホットラインによる情報提供・共有

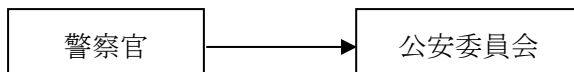
「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

4 県警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

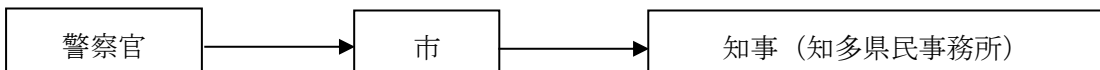
(2) 報告（警察官職務執行法第4条第2項）



(3) 法第61条による指示

市長による避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示する。

(4) 通知及び報告（法第61条第3項及び第4項）

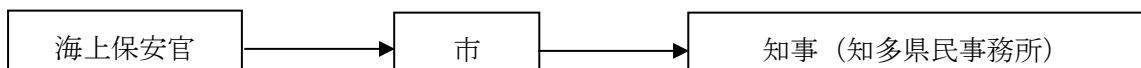


5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置

(1) 法第61条による指示

4の(2)の警察官に準ずるものとする。

(2) 通知及び報告（法第61条第3項及び第4項）



6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

(1) 市長への助言

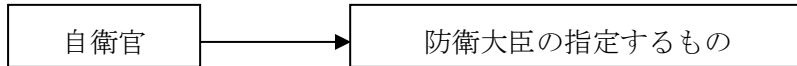
名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

7 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法（昭和29年（1954年）法律第165号）第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(4)のア警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



8 避難の指示の内容

市町村長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) その他の必要な事項

9 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、地域防災無線、携帯電話、コミュニティFM、ケーブルテレビ、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・町内会・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報入手できるよう努める。

ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

エ 人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 伝達の方法

避難の指示が対象地区に徹底するよう各種伝達方法により実施する。

(1) 広報車による伝達

市の広報車により、対象地区を巡回して伝達する。

(資 料)

- ・ 市保有車両一覧 …………… (附属資料 p. 31)

(2) 個別巡回による伝達

市、消防本部及び自主防災組織により、対象地区へ口頭伝達を行うほか、必要に応じて各家庭を個別訪問して伝達の徹底を図る。

(3) 放送による伝達

必要に応じてラジオ、テレビの放送局に対して、指示を行ったことを通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

(4) 信号による伝達

信号による伝達は、次のとおりとする。

避 難 警 報 信 号

区 分	サ イ レ ン 信 号
緊急安全確保 避難指示	

(資 料)

- ・ サイレン吹鳴装置設置状況 …………… (附属資料 p. 44)

3 伝達の内容

避難の指示した場合に、対象地区の住民に伝達する内容は、次のとおりとする。

- (1) 実施責任者及び指示の区分
- (2) 指示の理由
- (3) 避難先の名称及び所在地
- (4) 避難経路（必要とする場合）
- (5) 避難上の注意事項

火の始末、盗難防止、携行品及び服装等

4 指示の報告

市長が避難の指示を行った場合又は警察官等から指示をしたことの連絡を受けた場合は、直ちに次の事項について知事へ報告する。

- (1) 発令者、理由及び日時
- (2) 避難対象地区及び避難先
- (3) 避難者数

また、この他、地方気象台、消防、警察等の関係機関及び近隣市町の防災担当部局にも情報伝達する。

5 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の

指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

ア 運送すべき人

イ 運送すべき場所

ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

【基本方針】

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○被害状況等の情報収集及び県への報告 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設 ○放送事業者に対する放送依頼（県経由）	
県、市、防災関係機関		○通信手段の確保	
県		○災害対策用指揮車等の使用 ○国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用 ○放送事業者に対する放送依頼	
報道機関		○災害広報の依頼に対する協力	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	市	1(1) 被害情報の収集 1(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) 火災・災害即報要領に基づく報告 1(5) 被災者台帳の作成
第2節 通信手段の確保	市	1(1) 県防災行政無線の使用 1(2) 地域防災無線の使用 1(3) 非常通信 1(4) 電話・電報施設の優先利用 1(5) 放送の依頼 1(6) 県防災情報システムの使用
第3節 広報	市	1(1) 住民への災害広報の実施 1(2) 広報の手段 2(1) 事前情報の広報 2(2) 災害発生直後の広報 2(3) 応急復旧時の広報 3 広報活動の実施

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年（1984年）10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

市長は、被害の発生状況の収集に努め、その状況に応じ、逐次、電話等により次に掲げる事項を速やかに県に伝達する。この場合において、市長は、被害の発生日域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

県、市町村は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

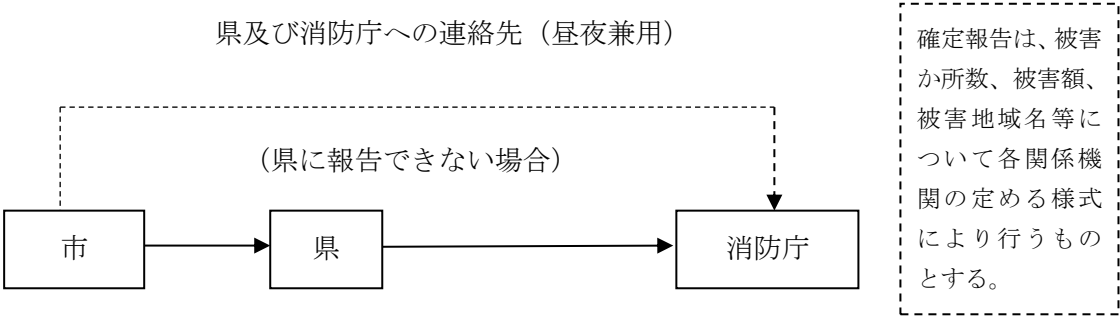
ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立地区に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立地区については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、市、県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

別表1 伝達の対象となる被害と伝達内容

伝 達 の 対 象 と な る 被 害		伝 達 内 容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式1及び様式2によること
人、住家被害等	人的被害	様式3によること
	避難状況、救護所開設状況	様式4によること
公共施設被害	河川・海岸被害・貯水池・ため池等、砂防被害	様式5によること
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	上下水道施設被害	



別表2 県（県災害対策本部知多方面本部）への連絡先

区分		第 1 非常配備		第 2 非常配備 (準備体制)		第 2 非常配備 (警戒体制) ※注 1		第 3 非常配備	
勤務時間内	配備場所	愛知県知多県民事務所 県民防災安全課 (知多総合庁舎 2 階)				災害対策センター (知多総合庁舎 3 階大会議室)			
	NTT	庁舎代表		0569-21-8111		庁舎代表		0569-21-8111	
		防災	内線	377		内線		453、454、462、463	
		消防	内線	379		直通		0569-25-0510 (FAX 兼用)	
		保安	内線	378					
	NTTFAX	0569-23-2354				直通		0569-25-0510 (電話兼用)	
	防 災 行 政 無 線	防災		無線発信番号 -604-377、1105		総括班		無線発信番号 -604-460、461	
		消防		無線発信番号 -604-379		総務班		無線発信番号 -604-460、461	
		保安		無線発信番号 -604-378		情報班		無線発信番号 -604-453、454、462、463	
						緊急物資班		無線発信番号 -604-452	
				支援班		無線発信番号 -604-450、451			
				県民相談		無線発信番号 -604-455、456、457、458			
防 災 行 政 無 線 (FAX)	無線発信番号-604-1151				無線発信番号-604-1150				
勤務時間外	配備場所	愛知県知多県民事務所 県民防災安全課 (知多総合庁舎 2 階)				上記勤務時間内の欄に同じ			
	NTT	庁舎代表		0569-21-8111					
	NTTFAX	0569-23-2354							
	防 災 行 政 無 線	無線発信番号-604-377、1105							
	防 災 行 政 無 線 (FAX)	無線発信番号-604-1151							

※ 注1 上記の区分にかかわらず、配備場所が変更する場合がある。

但し、その場合は事前に市に連絡するものとする。

※ 注2 知多方面本部（愛知県知多県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

別表3

1 消防庁への連絡先

平常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:00～17:00）（消防庁応急対策室）

（NTT 回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7527	90-49013	TN-048-500-90-49013
03-5253-7537（FAX）	90-49033（FAX）	TN-048-500-90-49033（FAX）

夜間・休日時（消防庁宿直室）

（NTT 回線）	（消防防災無線）	（地域衛星通信ネットワーク）
03-5253-7777	90-49102	TN-048-500-90-49102
03-5253-7553（FAX）	90-49036（FAX）	TN-048-500-90-49036（FAX）

（資 料）

- ・ 災害概況即報（様式1）……………（様式集 p. 1）
- ・ 災害発生状況等（速報・確定報告）（様式2）……………（様式集 p. 1）
- ・ 人的被害（様式3）……………（様式集 p. 2）
- ・ 避難状況・救護所開設状況（様式4）……………（様式集 p. 2）
- ・ 公共施設被害（様式5）……………（様式集 p. 3）
- ・ 被害認定基準……………（附属資料 p. 10）

3 伝達要領

(1) 人、住家被害等

報告先	愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター	東海警察署
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等

次に掲げる事項のいずれかに該当したとき報告する。

- ア 県災害対策本部が設置されたとき。
- イ 市災害対策本部が設置されたとき。
- ウ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- エ 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等からみて、報告の必要がある認められるとき。

(2) 河川被害、海岸被害、ため池等被害及び砂防施設被害

ア 河川被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター	知多建設事務所
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等

重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき及び応急復旧したとき、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。

イ 海岸被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	知多建設 事務所	知多農林水産 事務所
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等	

重大な被害（海岸堤防が決壊又は水があふれたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- a 県災害対策本部が設置されたとき。
- b 市災害対策本部が設置されたとき。

ウ ため池等被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	知多農林水産事務所
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等

重大な被害（えん堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき又は余水吐及びゲートが決壊し、家屋に浸水したとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- ㍿ 県災害対策本部が設置されたとき。
- ㍿ 市災害対策本部が設置されたとき。
- ㍿ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年（1950年）法律第169号）に該当する程度の災害が発生したとき。

（資料）

- ・ 防災重点農業用ため池 …………… （附属資料 p.21）

エ 砂防施設被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・災害情報センター	知多建設事務所
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等

次に掲げる事項のいずれかに該当したとき伝達する。

- ㍿ 重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、護岸工が決壊し家屋に浸水したとき、又は地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し、家屋に被害を与えたとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。
- ㍿ 土石流危険渓流において、土石流等の土砂流出が発生したとき。
- ㍿ 土石流危険渓流以外であっても、土石流により負傷者以上の人的被害及び人家、公共

施設及び住宅に一部被害以上の被害を生じたとき及びこれらの被害の生じたとき。

- (エ) 急傾斜地崩壊危険箇所では斜面崩壊が発生したとき。
- (ケ) 斜地崩壊危険箇所以外で斜面崩壊が発生し、人的被害及び人家、公共的建築物等の一部破損以上の被害があったとき。
- (カ) すべり危険箇所、被害の有無にかかわらず、地すべりが発生したとき。

(資 料)

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域 …………… (附属資料 p. 14)
- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 …………… (附属資料 p. 15)

(3) 港湾施設等被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター	知多建設 事務所	港務所	名古屋港 管理組合
報告手段	防災情報システム 電話・FAX・無線等			

重大な被害（岸壁、泊地、航路、交通施設及び陸上施設の被害により船舶の航行、接岸及び物資の輸送が不能となったとき）が発生したとき及び応急復旧したとき、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- ア 県災害対策本部が設置されたとき。
- イ 市災害対策本部が設置されたとき。

(4) 道路施設被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター	知多建設 事務所	道路交通 情報センター
報告手段	防災情報システム 電話・FAX・無線等		

次に掲げる事項のいずれかに該当した場合に伝達する。

- ア 県災害対策本部が設置されたとき。
- イ 市災害対策本部が設置されたとき。
- ウ 事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制を生じたとき。
- エ 重大な災害等が発生したとき。
- オ 事前通行規制を生じたとき。
- カ 応急復旧したとき。
- キ 通行規制を解除したとき。
- ク 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年（1951年）法律第97号）に該当する程度の被害が発生したとき。

報告先	愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター	知多建設事務所
報告手段	防災情報システム 電話・FAX・無線等	

(資 料)

- ・ 国・県道橋梁等 …………… (附属資料 p. 21)

- ・ 市道橋梁 (附属資料 p. 22)
- ・ 横断歩道橋 (附属資料 p. 23)

(5) 公共土木施設被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター	知多建設事務所
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等

(資 料)

- ・ 国・県道橋梁等 (附属資料 p. 21)
- ・ 市道橋梁 (附属資料 p. 22)
- ・ 横断歩道橋 (附属資料 p. 23)

(6) 水道施設被害

報告先	愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター	愛知県建設局 上下水道課
報告手段	防災情報システム	電話・FAX・無線等

県災害対策本部が設置されたとき伝達する。

(資 料)

- ・ 上水道ポンプ場の現況 (附属資料 p. 57)

4 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれ所管する関係機関に照会する。なお、全県的な被害状況については、愛知県災害対策本部（河川被害、海岸被害、ため池等被害、砂防被害、港湾施設被害、道路被害及び水道施設被害については、関係課へ）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

1 市、県及び防災関係機関における措置

災害時における市本庁と関係官公署、学校、団体、一般住民等に対する通信連絡は、有線電話、愛知県防災行政用無線及び東海市地域防災無線のうち最も迅速な方法で行う。

(資 料)

- ・ 防災機関等 連絡先一覧 (参考資料 p. 31)

(1) 県防災行政無線の使用

災害時における県及び他市町村の防災関係機関との情報の収集及び伝達に利用し、県から発信される災害に関する情報は、一斉指令によりファクシミリ又は音声により受信する。

ただし、通話できる範囲が県の機関及び県内市町村に限られており、また、災害時には各機関が集中して使用するため、ふくそうすることが予想される。

(資 料)

- ・ 県防災行政用無線 (附属資料 p. 29)

(2) 地域防災無線の使用

地域防災無線は、災害時における緊急を要する通信連絡に利用する。

(資 料)

- ・ 地域防災無線 …………… (附属資料 p. 26)
- ・ 東海市地域防災無線協議会規約 …………… (参考資料 p. 14)
- ・ 東海市地域防災無線局運用管理規程 …………… (参考資料 p. 15)

(3) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の内容

- (イ) 人命の救助に関するもの
- (ロ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- (ハ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- (ニ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- (ホ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (ヘ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- (コ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの
- (コ) 市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協力会構成員所属の無線局を選定する。

(4) 電話・電報施設の優先利用

ア 一般電話及び電報

㊦ 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時有線電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行い、利用できる施設としては、警察電話、消防電話等があり、その利用方法は、一般電話に準じて行う。

(5) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要がある場合は、県を通じて放送事業者に災害に関する通知、要請、伝達、警報及び予警報の放送を依頼することができる。

(6) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

1 各機関の措置

(1) 各機関は、広報手段を有効に組み合わせて、広報すべき事項について、住民への災害広報を実施する。

(2) 広報の手段

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

イ サイレン

ウ 防災行政無線

エ コミュニティ FM やケーブルテレビの放送

オ Web サイト掲載及びメールマガジンによる情報提供

カ SNS による情報提供

キ 広報紙等の配布

ク 広報車の巡回

ケ 掲示板への貼紙

コ その他広報手段

(資 料)

- ・ メッセージボード付自動販売機 …………… (附属資料 p. 34)
- ・ コミュニティ FM 放送 …………… (附属資料 p. 34)

2 広報内容

(1) 事前情報の広報

- ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ 土砂災害警戒情報
 - オ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
- ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
- ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救護物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
- ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。
- 特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
- イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。
- (2) 広報車、航空機等
- 各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報手段の活用
- 各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関

する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- ア 災害関係番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 災害対策のための解説及びキャンペーン番組
- エ 関係機関の告知事項

第4章 応援協力・派遣要請

【基本方針】

- 各機関は平素から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 市の地域に大きな災害が発生した場合、人命救助を第一義とする緊急救援活動のため、自衛隊の派遣を要請するものとする。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、県に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。
また、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、ボランティア・コーディネーターを確保できる受入れ体制の整備を推進するものとする。
- 市は、大規模な災害が発生し市内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○災害ボランティアセンターの開設	
自衛隊		○災害派遣	→
防災関係機関		○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼	→

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他の市町村長に対する応援要求 3 災害緊急事態
	防災関係機関	2(1) 資料の提供及び交換 2(2) 応援措置等の要請要領 3 災害緊急事態 4 経費の負担
第2節 応援部隊等による広域応援等	市	1(1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1(2) 海上保安庁への応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	1 災害派遣
	市	2 自衛隊の派遣要請 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分

第4節 ボランティアの受入	市	1 (1) 災害ボランティアセンターの開設 1 (2) コーディネーターの役割 1 (3) 災害ボランティアセンターの開設主体及び所掌事務 1 (4) ボランティア関係団体等との連携 2 ボランティアの受入体制の整備 3 ボランティアコーディネーター養成講座への参加 4 災害ボランティア活動の普及・啓発 5 ボランティア関係団体との連携
第5節 防災活動拠点の確保	市	1 (1) 防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

(2) 応援措置等の要請要領

ア 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請については、あらかじめ手続き等を定めるものとする。

イ 市長は、市の地域に係る災害について適切な応援措置を実施するため、法第67条の規定により、他の市町村に応援を求める場合は、あらかじめ相互に避難所の相互利用、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結しておくものとする。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

(1) 国又は県から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法及び他県又は他市町村から市に派遣又は応援を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、その都度協議して定める。

(2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、その都度協議して定める。

(資 料)

締結中の協定については参考資料を参照

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置（緊急消防援助隊等）

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は、2の(2)のイの事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自

衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

- (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ暇がないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

この際要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (3) 災害派遣の要請を受けることのできる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域
	第35普通科連隊長	県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)
	第10特科連隊長(豊川駐屯地司令)	県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)
航空自衛隊第1輸送航空隊司令(小牧基地司令)		県内全域
海上自衛隊横須賀地方総監		県内全域

- (4) 災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合はそれらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急をすると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年(1958年)総理府令第1号)に基づき被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他の	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

2 市又は防災関係機関における措置

(1) 災害派遣要請の基準

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産保護するための応急対策の実施が、市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、自衛隊による出動が必要と認められる場合に、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 災害派遣要請（依頼及び派遣要請）

市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは速やかに、災害派遣要請者に対して自衛隊の派遣を依頼する。この場合において、市長は、その旨及び市内の災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

なお、市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認められたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報交換、部隊の派遣等に関し連絡調整をはかる。

(3) 撤収要請（依頼及び撤収要請）

ア 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 災害派遣要請者は、市長から前述の自衛隊の災害派遣の撤収依頼を受けた場合は、その内容を検討し適当と認めるときは、関係自衛隊の長に対して撤収要請の手続をとる。

（資料）

- ・ 災害派遣要請依頼書様式 （様式集 p. 18）
- ・ 災害派遣撤収要請書様式 （様式集 p. 18）

3 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、受入れ体制を整備するとともに、関係機関相互の連絡に当たる。

(2) 市は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後、速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮す

る。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の事項を準備する。

㌞ 事前の準備

- a ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。
- b ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具等を配備するとともに、緯度及び経度によりヘリポートの位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

㌟ 受入時の準備

- a 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上る時は散水又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

（資 料）

- ・ ヘリポート着陸地点及び無障害地帯の基準等 ……………（附属資料 p. 68）
- ・ ドクターヘリ離発着場 ……………（附属資料 p. 52）

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要する次の経費は、原則として市が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 市における措置

(1) 災害ボランティアセンターの開設

ア 市は、しあわせ村（健康ふれあい交流館）に必要な机、椅子及び電話等資機材を確保して、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に

要請する。

イ 災害ボランティアセンターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行う。

(資 料)

- ・ 災害ボランティアセンター …………… (附属資料 p. 51)

(2) コーディネーターの役割

ア 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ(受付、需給調整等)やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

イ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。

- ㊦ 災害対策本部やNPO・ボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・斡旋等の情報を提供する。
- ㊧ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
- ㊨ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・斡旋を行う。
- ㊩ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・斡旋を行う。
- ㊪ 必要に応じ、広報班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。

(3) 災害ボランティアセンターの開設主体及び所掌事務

ア 開設主体

- ㊦ 東海市
- ㊧ 社会福祉法人東海市社会福祉協議会

イ 所掌事務

- ㊦ 被災者ニーズ(ボランティアの派遣場所、人員数、種別又は内容等)の把握
- ㊧ ボランティアの受入及び登録
- ㊨ ボランティアコーディネーターの派遣要請
- ㊩ ボランティアの派遣要請の受付及び派遣
- ㊪ ボランティアに対する情報(被災地の状況、被災者ニーズ等)の提供

(4) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

2 ボランティアの受入体制の整備

- (1) 市は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保する。
- (2) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体(協力団体)

にコーディネーターの派遣を要請し、災害ボランティアセンターをしあわせ村（健康ふれあい交流館）に設置する。

- (3) 市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努め、平素からボランティア活動を行っている者などを中心とした会員名簿の整備を行うよう協力要請する。
- (4) 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

3 ボランティアコーディネーター養成講座への参加

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターを確保するため、県の開催する養成講座に参加させるものとする。

また、市もボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。

4 災害ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。

5 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。また、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保

- (1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする

(2) 地域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地域防災活動拠点の確保を図るものとする。

(3) 広域防災活動拠点

県及び政令市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

(4) 中核広域活動拠点

県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、中核広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

(5) 航空広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のため航空機等の集結活動拠点として、航空広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

(6) 臨海広域防災活動拠点

県は、受援及び応援のための船舶等の集結活動拠点として、臨海広域防災活動拠点の確保を図るものとする。

3 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点(※)	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県			県
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			中部・全国の都道府県等
役 割	被災市町村の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	県内に4か所
要件	面積 1ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	1ヘクタール程度以上 大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能

	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	耐震岸壁 1万ト級 以上の船 舶の係留 施設	倉庫等
--	----------	-------------	------------------	---------------------	-------------	-------------	------------------------------------	-----

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

第5章 救出・救助対策

【基本方針】

- 災害により、生命及び身体が危険な状態にある者を早急に救出し、負傷者にあつては、医療機関に搬送するものとする。
- 市の地域に災害が発生した場合、上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用するものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○救出活動 ○防災ヘリコプターの応援要請	→
県		○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	1(1) 陸上（水没した場合を含む。）における救出 1(2) 海上における救出 2 災害救助法の適用
第2節 航空機の活用	県	1 航空機の運用調整 2(1) 防災ヘリコプターの出動調整
	市	2(2) 防災ヘリコプターの応援要請

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

(1) 陸上（水没した場合を含む。）における救出

市、消防本部及び県警察は、密接な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容する。

なお、水没した場合には、名古屋海上保安部との連携を図る。

(2) 海上における救出

名古屋海上保安部は、市、消防本部及び県警察と連携して、海上漂流者等の救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

(2) 保存すべき帳簿

- ア リ 災者救出状況記録簿 ……………（様式集 p. 3）
- イ リ 災者救出用機械器具燃料受払簿 ……………（様式集 p. 4）
- ウ リ 災者救出用機械器具修繕簿 ……………（様式集 p. 4）
- エ リ 災者救出関係支払証拠書類

(資 料)

- ・ 愛知県消防広域応援基本計画（抜粋）……………（参考資料 p. 16）
- ・ 災害救助法施行細則……………（参考資料 p. 20）
- ・ 愛知県内広域消防相互応援協定……………（参考資料 p. 42）

第2節 航空機の活用

1 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

2 愛知県防災ヘリコプターの活用

(1) 県及び名古屋市（消防航空隊）における措置

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次のとおりとする。

ア 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

(ア) 被害状況調査等の情報収集活動

(イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送

(ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

(エ) 火災防ぎょ活動

(オ) 救急救助活動

(カ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

県区域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを

出動させる。

ウ 市の要請による出動

市から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

- ㊦ 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- ㊧ 要請のあった市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- ㊨ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第252条の14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

(2) 市における措置

ア 市は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから航空機隊支援出動要請書を知事に提出する。

- ㊦ 災害の種別
- ㊧ 航空機隊に求める活動の内容
- ㊨ 災害の発生場所
- ㊩ 災害発生場所の気象及び地形の状況
- ㊪ 離着陸場所の所在地
- ㊫ 現場指揮本部の無線の呼出名称
- ㊬ その他必要な事項

イ 緊急時応援要請連絡先

- ㊦ 8:45～17:30
名古屋市消防航空隊
電 話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721
- ㊧ 17:30～8:45
名古屋市防災指令センター
電 話 052-961-0119 F A X 052-953-0119

ウ この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関し必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」の定めるところによる。

(資 料)

- ・ ヘリポート着陸地点及び無障害地帯の基準等 …………… (附属資料 p. 68)
- ・ ドクターヘリ離発着場 …………… (附属資料 p. 52)
- ・ 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定 … (参考資料 p. 47)

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

【基本方針】

- 災害時には、救護を必要とする者の医療を確保することが緊急に求められる。このため医師会の病院、診療所において、医療、助産を施すものとし、また災害により医療、助産機能が低下した場合、応急的に医療施設に準ずる環境を整えるため、その方法を定めるものとする。
- 被災地において、環境衛生条件が悪化し、感染症の発生が予想されるので、これらを防ぐため防疫、保健衛生活動の実施について迅速かつ的確に対処して住民の不安を除去するものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○保健医療調整会議への参画 ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○近隣市町村・県に対する応援要請 ○D P A Tの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア →	○防疫組織の編成 ○防疫活動 →
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○D M A T及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○地域医療搬送実施のためのS C Uの設置 ○県域を超えた協力体制の確立 ○D P A Tの派遣及び派遣要請 → ○J D A Tの派遣要請 → ○保健活動及び心のケア →	○防疫組織の編成 ○防疫活動 →
防災関係機関		○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院及び市内拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1(1) 災害医療本部の設置 1(2) 他市町村又は県への応援要請 1(3) 保健医療調整会議への参画 2 救護班の編成・派遣 3 看護師等の確保 4 救急搬送の実施 5 医薬品その他衛生材料の確保

		6 血液製剤の確保
	県	1(4) 医療及び公衆衛生活動に関する調整 1(5) D M A T（災害派遣医療チーム）の派遣等 1(6) 救護班の派遣要請等 1(7) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等 1(8) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等 1(9) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置
	地元医師会、災害拠点病院、市内拠点病院	1(10) 臨機応急な医療活動 1(11) 医療活動の支援
	県薬剤師会	7 医薬品等の適正使用に関する活動
第2節 防疫・保健衛生	市、県、保健所設置市	防疫・保健衛生活動の実施
	県、保健所設置市	D H E A Tの派遣及び派遣要請

第1節 医療救護

1 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 災害医療本部の設置

市は、災害が発生し、市内に負傷者が出るおそれがある場合、又は負傷者が出た場合に、市災害対策本部の指示のもと、災害医療コーディネーターが、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会と調整し、災害医療本部を設置し、各救護所への会員及び看護師等の派遣・調整を行う。

(2) 他市町村又は県への応援要請

市は、当該市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

(3) 保健医療調整会議への参画

市は、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図るとともに、必要に応じて近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対し応援を求め応急措置を実施する。

(4) 医療及び公衆衛生活動に関する調整

ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。

イ 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

ウ 市町村、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

エ 他市町村への応援指示

県は、市町村の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

オ 被災地における医療提供体制の確保・継続

県は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。

この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(5) DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣等

ア DMA Tの派遣要請

県は、県内のDMA T指定医療機関に対し、災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請する。

イ 県域を越えた協力体制の確立

県は、被災地の状況を把握し、必要があると認めるときは、厚生労働省に対して災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣を要請するとともに、災害派遣医療チーム（DMA T）の活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図るなど関係機関の協力を得て、愛知県の県域を越えた協力体制を確立する。

なお、全国からの災害派遣医療チーム（DMA T）は、派遣後の被災地域内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととなっている。（遠方の災害派遣医療チーム（DMA T）の参集に当たっては、ドクターヘリを含めた空路参集も考慮）

(6) 救護班の派遣要請等

ア 救護班の派遣要請

県は、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班等に指示、情報提供し派遣を要請する。

イ 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請

県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県

看護協会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。

(7) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等

ア 愛知D P A Tの派遣

（ア）県は、必要があると認めるときは、D P A T（災害派遣精神医療チーム）先遣隊を派遣する。

（イ）県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、D P A Tの編成・派遣等を依頼する。

イ D P A Tの派遣要請

（ア）県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

（イ）県は、D P A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

(8) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等

県は、必要があると認めるときは、国等に対しJ D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。

(9) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

ア 広域医療搬送実施のためのS C Uの設置

県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）を設置する。

イ 地域医療搬送実施のためのS C Uの設置

市は、県が地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）以外のものをいう。）の実施のため、航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）の設置をする際に協力する。

(10) 臨機応急な医療活動

市内救急告示医療機関及び救護所の医療救護班が臨機応急な医療活動に当たる。

(11) 医療活動の支援

市医師会、災害拠点病院は、地域保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図るとともに、市内救急告示医療機関は、市医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入れ拠点及び広域搬送の拠点となる。

2 医療救護班の編成・派遣

(1) 医療救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、柔道整復師及び市職員で構成するものとし、医療救護活動は、原則として、24時間とし、可能な限り予備医療班を編成するよう努めるとともに、医療救護施設間の連携を強化するものとする。

(2) 医療救護班が使用する医薬品その他衛生材料は、概ね県の指定に基づく医薬品等を救急医

療セットとして整備しておくことを原則とする。

- (3) 県災害対策本部等が派遣する愛知県医師会、日赤愛知県支部、国、県の医療救護班の編成数は、附属資料の医療救護班一覧表のとおりとする。

(資 料)

- ・ 救急医療セット（救護所医師用）品目一覧 ……………（附属資料 p. 62）
- ・ 医療救護班一覧 ……………（附属資料 p. 63）

3 看護師等の確保

- (1) 医療救護班の看護師等の派遣は、災害医療本部の依頼のもと、各診療所所属の看護師等に協力を求めるものとする。
- (2) 市は、災害時に不足することが予想される看護師等の医療従事者を確保するため、災害時に活動できる医療従事者に対し、災害救護に関する教育を行い、「東海市災害支援看護職活動員」として事前に登録し、災害医療救護体制の確保を図るものとする。

4 救急搬送の実施

患者の搬送は、原則として市消防署及び応援消防機関の救急車等及びヘリコプター等の航空機により行う。

ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重傷患者を搬送する場合は、ドクターヘリを活用する。

5 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 市は、医療救護活動に必要な医師用の救急医療セットを6箇所の救護所に設置し、町内会・自治会にも災害用救急薬品セットの配置をし、また避難生活者の体調不良に対応するための災害医薬品セットを市内薬局において準備・保管しておく。災害の状況等により不足する場合は、市は県に調達の要請をする。
- (2) 県は、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、調達し、輸送する。
- (3) 県保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県薬剤師会は、県又は市の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

6 血液製剤の確保

市は、災害発生後、速やかに必要とされる血液製剤の量を把握し、不足が生じる場合は、県に要請し調達する。

7 医薬品等の適正使用に関する活動

県薬剤師会は、県、市、県医師会及び県歯科医師会と協力して避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

8 医療機関等における活動の支援

県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合

の看護師派遣や救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。

9 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

(2) 整備保存すべき帳簿

ア 救護班診療記録	（様式集 p. 6）
イ 救護班医薬品衛生材料使用簿	（様式集 p. 7）
ウ 救護班の編成及び活動記録	
エ 医薬品衛生材料受払簿	（様式集 p. 7）
オ 病院診療所医療実施状況	
カ 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類	
キ 助産台帳	
ク 助産関係支出証拠書類	

（資料）

- ・ 災害救助法施行細則 （参考資料 p. 20）
- ・ 災害拠点病院、救急告示医療機関、医療機関及び助産所 （附属資料 p. 53）
- ・ 薬局・薬店等 （附属資料 p. 61）
- ・ 医療救護班一覧 （附属資料 p. 63）

第2節 防疫・保健衛生

1 市、県及び防災関係機関における措置

市長は、知事（知多保健所）の指導と地域住民の協力を得て、次のことを実施する。

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 市は、災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。

イ 県は、市、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査にあたる。なお、調査の結果、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認める時は当該者に対し健康診断を受けるべきことを勧告する。

(2) 防疫班の編成

積極的疫学調査及び健康診断の結果、一類感染症患者等の発生があった際、あるいは、発生するおそれがある場合には、県は保健所に防疫班を編成し、防疫活動を実施する。

なお、市は県に準じて市災害対策本部中に防疫班を設け、以下の活動を実施する。

ア 県の指示及び指導に基づく感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除

イ 感染症法による生活の用に供される水の供給

ウ 避難所の生活環境を確保するための仮設トイレやマンホールトイレの早期設置及び被災

地の衛生状態の保持のための清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

ア 市は、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

イ 市は、被災の直後に町内会・自治会等の協力を得て、家屋その他の消毒を実施する。

(4) 器具器材等の整備

ア 市有防疫用器具機材に不足を生じた場合は、県又は他市町村に借上げ要請をする。

イ 薬剤の調達に努める。なお、市内で薬剤に不足を生じた場合は、県にあっ旋を要請する。

(資 料)

・ 防疫用資機材 …………… (附属資料 p. 64)

・ 防疫用薬剤 …………… (附属資料 p. 64)

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年（1998年）法律114号）による生活の用に供される水の供給

(7) 患者等に対する措置

県は、被災地域において、一類感染症患者が発生し、まん延を防止するため、必要があると認めるときは、感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(8) 臨時予防接種

ア 県は、まん延予防上緊急の必要があると認めるときは、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時予防接種を行い、又は市に行うよう指示する。

イ 市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い、的確に実施する。

2 食品衛生指導

市及び県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱い等について、巡回指導する。

3 栄養指導

市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう行うものとする。

4 健康管理

市及び県は、必要に応じ、医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対して、各々でチームを編成

し、避難所等での巡回診察、指導・相談を依頼し、実施する。

市は、避難所等に保健師、栄養士、歯科衛生士等を派遣し、被災者等の口腔ケア・栄養相談を行うとともに巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

5 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症などの人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子どもたちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

6 避難所の生活環境管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(資 料)

- ・ 防疫用資機材 …………… (附属資料 p. 64)
- ・ 防疫用薬剤 …………… (附属資料 p. 64)

7 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

- (3) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日赤愛知県支部、自衛隊、他都道府県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他都道府県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (4) 県は、市の実施する防疫活動につき、特に必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣縣市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- (6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。
- (7) 県は、市からの求めに応じるとき又は必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。
- (8) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。
- (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A Tの派遣を要請するものとする。
また、県は、D H E A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。
- (10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対してJ D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。
- (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

【基本方針】

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	
県		○道路被害状況の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保（※） ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	
県警察		○交通規制等の実施	
中部運輸局		○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導	
港湾等管理者		○応急工事 ○応援要請	

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	県警察	1 (1) 緊急交通路の確保
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にいない場合の交通規制等の実施
第2節 道路施設対策	市	1 (1) 道路被害情報の収集 1 (2) 緊急輸送道路の機能確保 1 (3) 情報の提供
第3節 港湾施設対策	港湾管理者（市、県、名古屋港管理組合）	1 (1) 応急工事の実施 1 (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1 (3) 国土交通省への支援要請
第4節 緊急輸送手段の確保	輸送機関	1 災害輸送の実施
	市	2 物資等の輸送手段の確保

	中部運輸局	3(1) 鉄道事業者等に対する輸送力確保措置の指導 3(2) 船舶運航事業者等に対する輸送力確保措置の指導等
--	-------	---

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相

互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

- (3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 港湾施設対策

1 港湾管理者（県、市、名古屋港管理組合）における措置

- (1) 港湾、航路等施設の応急措置

港湾管理者は、被災した港湾施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合、航路・泊地の浚渫、岸壁の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

- (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

- (3) 国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）

港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車輸送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

市は、大地震時における緊急輸送車両の運用計画又は調達計画を作成し、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段の確保に努める。

なお、市が運用又は調達する緊急輸送車両で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっ旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要事項

(資 料)

- ・ 市保有車両一覧 …………… (附属資料 p. 31)
- ・ ドクターヘリ離発着場 …………… (附属資料 p. 52)

3 中部運輸局の措置

- (1) 中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関して措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。
- (2) 船舶運航事業者、港湾運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶等の調達のあっせんを行う。

4 港湾管理者の措置

緊急物資の荷役作業が円滑にできるよう、係留施設及びその背後の荷さばき地の利用調整を図る。

5 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員、物資及び機材

6 緊急通行車両の確認及び標章と証明書の交付

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両にあつては、県公安委員会（東海警察署）へ災害発生前に、緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び証明書の交付を受けるよう努める。

これにより、県公安委員会が災害対策法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策等にあたることが可能となる。

- (2) 緊急通行車両確認の申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両については、様式第3の緊急通行車両確認申出書を下記申出先へ提出する。

・ 申出先

ア 平常時

東海警察署交通課（東海市を管轄する警察署。市で取りまとめ、一括して申し出る。）

イ 災害発生時及び警戒宣言発令時の手続

県（県庁、各県民事務所等）

- (3) 標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認されたときは、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」が交付される。

（資 料）

- | | | |
|---------------------|-------|-------------|
| ・ 緊急通行車両確認申出書（様式第3） | | （様式集 p. 13） |
| ・ 標章（様式第4） | | （様式集 p. 14） |
| ・ 緊急通行車両確認証明書（様式第5） | | （様式集 p. 14） |

第8章 水害防除対策

【基本方針】

○ 洪水又は高潮による風水害が発生し、又は発生が予想される場合は、これを警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため水防活動を実施するものとする。 なお、水防法に基づく「東海市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
○ 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物及び家畜に対する応急措置を講ずるものとする。
○ 貯木場等に所在する木材の洪水、高潮等による流出は、その危害を拡大させるおそれがあることから、その安全を確保するための流木に対する措置について、定めるものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○農地等のポンプ排水 →	○農作物等の応急措置
水防管理者等	○水防活動 →		
貯木木材所有者・占有者	○木材、筏の混乱、 流散の防止	○流木の除去 →	
第四管区海上保安本部、港湾管理者等		○流木所有者への除去命令 ○船舶への周知 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 水防	市、防災関係機関	1(1) 水防計画 1(2) 水防活動
	市、防災関係機関	2 たん水排除
第2節 防災営農	市、防災関係機関	1 農地及び農業用施設に対する応急措置
	市、県及び防災関係機関	2 農作物に対する応急措置
	市、県及び防災関係機関	3 家畜に対する管理指導
第3節 流木の防止	貯木木材所有者・占有者	1 自己木材の流木の防止
	第四管区海上保安本部、 港湾管理者及び市	2 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知
	河川管理者、市	3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置
	県警察、市	4 たん水又は浸水区域に漂流する流木の除去に関する措置

第1節 水防

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 水防計画

市が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域的特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。

(2) 水防活動

ア 消防団等の出動

市は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態にいったとき、水防計画に定める基準により、消防団員等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

市は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県（知多建設事務所）に連絡する。

ため池管理者等においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、市に連絡する等相互の連絡を密にする。

ウ ため池、水門等の操作

ため池、水門等の管理者（操作責任者を含む）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期す。

エ 水防作業

河川、ため池等が漏水、がけ崩れ、水があふれる等の状態にあり、放置しておく危険な場合、市は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、主として、積土のう工、月の輪工、釜段工、折返し工、シート張工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫工等の水防工法を実施する。

オ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって需要となるのが河川・海岸の情報であることから、市及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

市は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにそれを県（知多建設事務所）及び氾濫する方向の隣接市町に報告する。また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

キ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ㊦ 必要な土地の一時使用
- ㊧ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ㊨ 車両その他の運搬用機器の使用
- ㊩ 排水用機器の使用
- ㊪ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記㊦から㊩（㊧における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

2 たん水排除

市は、河川堤防の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」によるたん水排除を実施するほか、雨水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

イ 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、自衛隊へ応援を要請する。

ウ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

エ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

第8章第2節「防災営農」の4－(1)を参照のこと。

第2節 防災営農

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地

市は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水によるたん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。

ポンプ排水を行うに当たっては、排水河川の状況を十分把握する。

また、県は、排水作業又はたん水排除が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

(2) 排水ポンプ

市は、排水ポンプ場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用応急排水ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ため池

市は、ため池が増水し、漏水又は水があふれるおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、水利管理団体と協力し、必要があると認めるときは水門を開放し、水位の低下に努める。その際は、下流への影響を十分に考慮する。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水利管理団体と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路

市、地元工区及び組合は、水門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

なお、愛知用水の幹線については、独立行政法人水資源機構愛知用水総管理所が水位の調整及び応急工事を行う。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

市は、被害の実態に即し、県（知多農林水産事務所）、あいち知多農業協同組合と一体となって必要な技術指導を行う。

(2) 種子の確保

ア 稲

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粃の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へあつ旋するよう依頼し、種子粃を確保する。

イ 野菜

県は、農業協同組合等において野菜種子の供給が困難である場合、愛知県種苗協同組合等において保管している野菜種子を農業協同組合等へ優先的に売却するよう依頼し、野菜種子の確保を図る。

(3) 病虫害の防除

ア 防除指導等

市は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県（知多農林水産事務所、農業総合試験場）、あいち知多農業協同組合と一体となって、その対策を検討し、具体的な防除の実施を指示指導する。

イ 農薬の確保

県は、農業協同組合等において農薬の供給が困難である場合、愛知県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合に対し、農薬を農業協同組合等へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の貸与

県は、緊急的に大面積の防除の必要が生じ、県内の防除器具のみでの対応が困難な場合は、国に防除器具の貸与を依頼し、防除器具の確保を図る。

エ 凍霜害防除

県は、名古屋地方気象台から発表される霜に関する注意報を市町村へ伝達する。

市は、あいち知多農業協同組合を通じ各農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は4月1日から5月10日までとする。

3 家畜に対する管理指導

(1) 家畜の管理指導

市は、県（知多農林水産事務所）及び家畜関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県（西部家畜保健衛生所）及び家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

(3) 飼料の確保

市は、あいち知多農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合は、県を通じ愛知県飼料工業会等に対して依頼し、飼料の確保を図る。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市は、たん水排除の実施に当たり、必要に応じて県（知多農林水産事務所）へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市は単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要求する。

イ 県（知多農林水産事務所）は、市からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式ポンプの貸与を依頼する。

ウ 市は、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県（知多農林水産事務所）へ資機材の確保につき応援を要求する。

エ 応援の要求をうけた機関はこれに積極的に協力する。

(2) 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認めるときは、県は、農薬の空中散布の実施につき、農林水産航空協会へヘリコプターの供給を要請する。

第3節 流木の防止

（流木に対する措置）

1 貯木木材所有者・占有者における措置

木材の所有者、占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置をとるとともに、それが流木となった場合には、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

2 第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市における措置

港湾区域内及び付近海上に流出した流木について、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び市は、緊密に連絡をとり、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去を命じ、所有者が不明な場合には、港湾管理者等が船舶の航行や港湾施設の利用上支障とならないよう措置し、直ちに除去できない場合は、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知するとともに、当該航路障害物の除去に関し必要な措置を講ずる。

3 河川管理者及び市における措置

河川区域内に漂流する流木については、河川管理者及び市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 県警察及び市における措置

たん水又は浸水地域に漂流する流木については、県警察及び市は、3に準じた措置をとる。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

【基本方針】

○ 災害により危険が急迫し、地域住民の生命及び身体の保護が必要と認められる場合の地域住民を一時的に滞在させるための避難所について定めるものとする。
○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
○ 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市	○避難所の開設・運営 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○外国人への情報提供 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施	
県	○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○帰宅困難者に対する情報提供	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	市	2 避難所の開設 3 避難所の運営
第2節 要配慮者支援対策	市	1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3) 障がい者に対する情報提供 1(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	市、県	1(1) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 1(2) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在场所）の確保等 1(3) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(4) その他帰宅困難者への広報
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あ

らかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 避難所の確保

要配慮者等に配慮して、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2 避難所の開設

(1) 避難所設置の範囲

避難所を設置する場合は、原則として避難者の属する小中学校区内の最寄りの避難所とする。

ただし、予備拠点避難所については、安全が確認された後に開設する。

(2) 避難所建物の安全確認

災害後速やかに避難所建物の被災状況を点検し、安全を確認した後、避難者を建物に受け入れる。

(3) 避難所開設の報告

市長は、避難所を開設した場合は、直ちに次の事項について県に報告する。

ア 開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(資 料)

- ・ 避難状況・救護所開設状況(様式4) (様式集 p. 2)

(4) 避難者に対する救援

避難所を開設したときは、職員を常駐させ、自主防災組織等の協力を得て、収容された避難者に対し必要に応じて次の措置を講ずる。

ア 給水及び給食

イ 毛布、衣料及び日用必需品等の支給

ウ 負傷者に対する応急医療

(資 料)

- ・ 備蓄非常食等 (附属資料 p. 60)

(5) 避難所の代替え施設

避難所及び避難可能箇所が避難所施設として利用できない場合は、公園広場等を利用して野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。

(資 料)

- ・ 公園等の現況 (附属資料 p. 25)

3 避難所の運営

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、次の項目のとおり避難所の円滑な運営を図る。

なお、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。

ア 避難者の名簿を作成、住所、氏名、家族構成等の把握

イ 避難所において発生した記録すべき事項の記録及び災害対策本部から搬送された物資等の受払いの記録

ウ 避難者に対する災害情報の伝達

エ 避難者に対する応急対策実施状況の通知

オ 避難者に対する各種相談業務

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。

なお、必要に応じて、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、避難所運営マニュアルを参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱い

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する市所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則によ

る。

(資 料)

- ・ 災害救助法施行細則 …………… (参考資料 p. 20)

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章第3節 住民等の避難誘導 5 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 被害状況、福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、サービスチームを結成してニーズに応じてサービスを提供する。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- ・ 災害救助法施行細則 …………… (参考資料 p. 20)

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

(1) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

(2) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(3) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(4) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

【基本方針】

- 災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するものとする。
- 災害のため食糧の供給、販売機構等がまひし、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障が起きた場合には、被災者に対し必要な食糧品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するものとする。
- 災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を、そう失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらのものを直ちに入手することができない状態にある者に対して一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものとする。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○水・食糧・生活必需品等の供給 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	1 飲料水の供給
第2節 食品の供給	市	1 炊き出しその他による食品の供給 2 米穀の原料調達
第3節 生活必需品の供給	市	1 生活必需品の給与

第1節 給水

1 飲料水の供給

- (1) 一人1日当たりの所要給水量は3リットル程度とする。
- (2) 飲料水供給に使用する器具は、全て衛生的処理をしたのち使用し、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。
- (3) 供給の方法は、給水車及び容器による搬送給水とする。

(資 料)

- ・ 給水施設、設備等 (附属資料 p. 57)

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

保存すべき帳簿

- (1) 飲料水供給記録簿 …………… (様式集 p. 5)
- (2) 給水用機械器具、燃料及び浄水用薬品並びに資材受払簿 …………… (様式集 p. 5)
- (3) 給水用機械器具修繕簿 …………… (様式集 p. 6)
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類
(資料)
 - ・ 災害救助法施行細則 …………… (参考資料 p. 20)
 - ・ 水道災害相互応援に関する覚書 …………… (参考資料 p. 54)
 - ・ 災害時等における応急対策に関する協定 …………… (参考資料 p. 56)

第2節 食品の供給

1 炊き出しその他による食品の供給

- (1) 市は、概ね次のとおり食品を供給する。
 - ア 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品（及び飲料水）を供給する。
 - ㍑ 第1段階 クラッカー、乾燥米飯など
 - ㍒ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
 - イ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
 - ウ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- (2) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- (3) 備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 米穀の原料調達

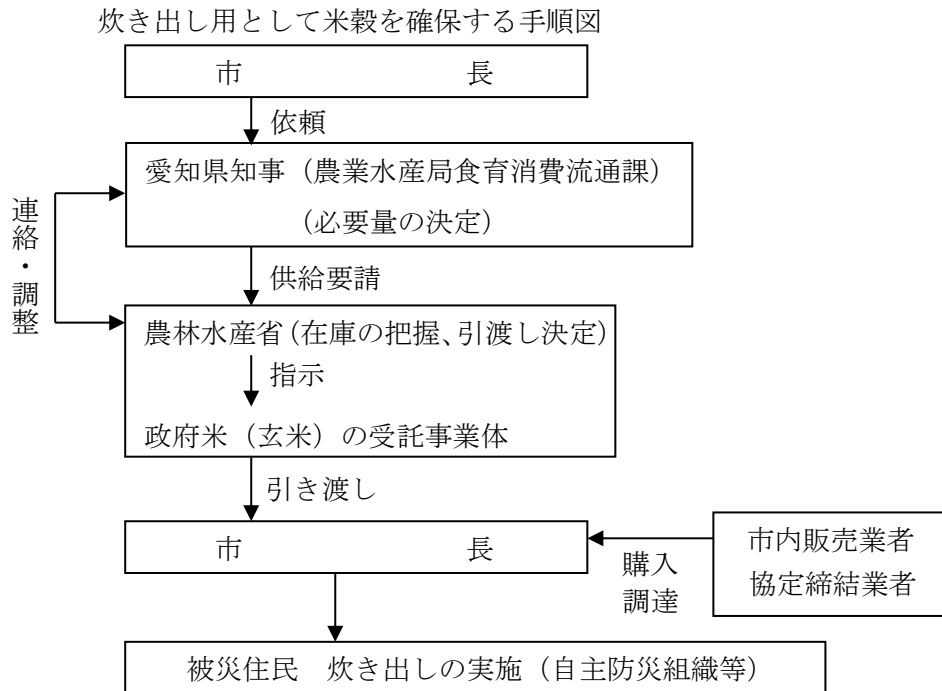
- (1) 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- (2) 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- (3) 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後速やかに知事に報告するものとする。

(資 料)

- 炊き出し等可能施設 …………… (附属資料 p. 64)

(4) 市は、活用可能な精米施設を確保するよう努める。

なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。



3 副食品、調味料の調達斡旋

市は、広域かつ重大な被害により、副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めてその確保を図るとともに、県に対して調達斡旋の要請をする。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- 災害救助法施行細則 …………… (参考資料 p. 20)

第3節 生活必需物資の供給

1 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

(資 料)

- ・ 災害救助法施行細則 (参考資料 p. 20)
- ・ 備蓄非常食等 (附属資料 p. 60)

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

【基本方針】

- 工場及び事業所の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想されるため、市は、被害状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査、モニタリング等を迅速に実施するものとする。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

【主な機関の応急活動】

機関名	発災	3日	一週間	復旧対応期
市、県	○環境汚染事故の把握			→
	○関係機関への情報の提供及び事業者への指導			
	○環境調査			
	○環境汚染モニタリングの実施			→
	○人員・資機材等の応援依頼			
	○連絡調整及び支援・協力			→
県警察	○地域安全活動の強化			

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止対策	県	1(1) 環境汚染事故の把握 1(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導 1(3) 環境調査 1(4) 人員・機材等の応援依頼
第2節 地域安全対策	県警察	1(1) 社会秩序の維持対策 1(2) 広報、相談活動 1(3) 行方不明者発見・保護活動 1(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	第四管区海上保安本部	海上犯罪予防のための情報収集、警戒、取締り
	市	県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止対策

1 市及び県における措置

(1) 環境汚染事故の把握

災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、県が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項、県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 人員・機材等の応援依頼

必要に応じて、隣接県等との情報交換を行い、環境調査・モニタリング等を行うために必要な人員、機材等の援助について応援を依頼するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

第2節 地域安全対策

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 第四管区海上保安本部における措置

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第12章 遺体の取扱い

【基本方針】

- 災害により、周囲の状況から判断して死亡したと思われる者を、搜索收容し、処理し、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）の措置をとるものとする。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市			○遺体の搜索・收容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → ○他市町村又は県への応援要請
県警、第四管区海上保安本部			○検視（調査）の実施 → ○県歯科医師会への応援要請

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	市	1(1) 遺体の搜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の收容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
	県警察及び第四管区海上保安本部	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 県歯科医師会への応援要請
第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

県警察・第四管区海上保安本部と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の

遺体の状況、所持品等を明確にする。

※ 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

（資 料）

- ・ 災害救助法施行細則 …………… （参考資料 p. 20）

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県警察及び第四管区海上保安本部における措置

- (1) 県警察及び第四管区海上保安本部は、遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。
- (2) 県警察及び第四管区海上保安本部は、身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

（資 料）

- ・ 災害救助法施行細則 …………… （参考資料 p. 20）

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
- (2) 遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬
火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (4) 棺、骨つぼ等の支給
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (6) 応援要求
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結しているときは、当該協定によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

（資 料）

- ・ 災害救助法施行細則 (参考資料 p. 20)
- (2) 整備保存すべき帳簿
- ア 遺体捜索状況記録簿 (様式集 p. 8)
 - イ 遺体捜索用機械、器具、燃料受払簿 (様式集 p. 9)
 - ウ 遺体捜索用機械、器具修繕簿 (様式集 p. 9)
 - エ 遺体捜索関係支出証拠書類
 - オ 遺体処理台帳 (様式集 p. 10)
 - カ 遺体処理関係支出証拠書類
 - キ 埋火葬台帳 (様式集 p. 10)
 - ク 埋火葬関係支出証拠書類
- (資 料)
- ・ 災害救助法施行細則 (参考資料 p. 20)

第13章 ライフライン施設等の応急対策

【基本方針】

- 電力、ガス及び水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合、その供給は緊急を要するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を講ずるものとする。
- 電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するため電気通信施設等の災害応急対策を実施するものとする。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
電気事業者		○応急工事 ○電気の保安 ○情報伝達及び連絡要員の派遣 ○応援協力体制	→
ガス事業者		○応急工事 ○ガスの保安 ○応援協力体制	→
水道事業者		○応急工事 ○水道水の衛生保持 ○応援協力体制	→
郵便事業者		○郵便事業の継続	→
一般通信施設		○災害用伝言ダイヤルの運用 ○災害用伝言板サービスの提供	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 電気施設対策	電気事業者	1(1) 応急工事等 1(2) 電気の保安 1(3) 情報伝達及び連絡要員の派遣 1(4) 応援協力体制
第2節 ガス施設対策	東邦ガス株式会社	1(1) 災害対策本部の設置 1(2) 情報の収集 1(3) ガス供給停止 1(4) 緊急動員 1(5) 応援要請 1(6) 応急復旧作業 1(7) 広報活動
第3節 LPガス施設対策	一般社団法人愛知県エルピーガス協会	1(1) 災害対策本部の設置 1(2) 情報収集 1(3) 緊急動員 1(4) 応援要請 1(5) 緊急対応措置 1(6) 応急復旧作業 1(7) 広報活動
第4節 上水道施設対策	水道事業者	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請

		1(3) 応援・受援体制の確立
第5節 下水道施設対策	下水道管理者	応急復旧活動の実施
第6節 通信施設の応急措置	市、県	1 専用通信施設の応急措置
	通信事業者、移動 通信事業者	2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
第7節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持

第1節 電気施設対策

1 電気事業者等における措置

(1) 応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設及び設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電の施設及び設備並びに送電線及び配電線等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧の状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。

また、路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことがあるから優先復旧を図る。

(2) 電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所及び危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。

(3) 電気事業者は、災害により一定規模以上の供給を停止したときは、又は応急復旧をしたときは、県災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。

(4) 応援協力体制

ア 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通をうけ、供給力の確保をはかる。

イ 中部経済産業局は、特に必要があると認めるときは、他の電気事業者に対し、電気の融通を行うよう国土交通大臣に要請する。

ウ 電気事業者は、自社及び請負会社等による対応が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

エ 電気事業者は、ウによる応援を得ることができない場合、資機材の確保については中部経済産業局へ、また要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。

第2節 ガス施設対策

1 東邦ガス株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。(震度5弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模及び被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁及び報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) ガス供給停止

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生及び地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

(4) 緊急動員

地震発生後、速やかに、災害対策本部等を設置する。緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(5) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して、他ガス事業者の応援を受ける。

(資料)

- ・ 東海市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 (参考資料 p. 48)

(6) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管及び消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓及び試点火

(7) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中

圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 救援隊の受入れ

一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。

(3) 応急復旧用資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となるので、関係諸官庁等と連携し、迅速な確保に努める。

(4) 応急復旧作業

応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第3節 LPガス（プロパンガス）施設対策

1 一般社団法人愛知県エルピーガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県エルピーガス協会内に災害対策本部を設置する。

(2) 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急動員

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(4) 応援要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

(5) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次災害の発生防止の措置を講じる。

(6) 応急復旧作業

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

(7) 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

2 甚大な大規模災害が発生した場合の対策

(1) 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害のおそれがある施設に対しては、

使用停止又は容器撤去を行う。安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(2) 広域応援体制の整備

一般社団法人全国エルピーガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(3) 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第4節 上水道施設対策

1 水道事業者（市及び県）における措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- ㊦ 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- ㊧ 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- ㊨ 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

イ 水源破壊の場合

復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(2) 応援の要請

- ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。
- イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。
- ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(資 料)

- ・ 水道災害相互応援に関する覚書 ……………（参考資料 p. 54）
- ・ 災害時等における応急対策に関する協定 ……………（参考資料 p. 56）

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援

体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

1 下水道管理者における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場及び終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達のうえ緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、終末処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に処理機能の回復に努める。

(2) 支援の要請

ア 下水道事業者は、施設の調査・復旧（設計を含む。）が困難な場合は、被害状況に応じて県及び地方共同法人日本下水道事業団へ支援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、関連する構成員へ支援を要請する。

(3) 支援・受援体制の確立

下水道施設の調査・復旧の支援が円滑に行えるように、支援・受援体制を整備する。

また、受援体制と緊急時の連絡網を整備し、実効性を確保する。

第6節 通信施設の応急措置

1 市、県及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応

急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

2 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）及び移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

- (1) 災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信がふくそうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。
- (3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。
- (4) 災害が発生した場合には、あらかじめ定められた応急対策計画に基づき、代替機能設備及び応急対策用資機材により対策を実施する。
- (5) 被災地への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル等の災害時の伝言サービスを運用する。

（資 料）

- ・ 災害時の伝言サービス …………… （附属資料 p. 34）

第7節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 支店の窓口業務の維持

災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(3) 災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する市、省庁、県、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 海上災害対策

【基本方針】

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害が発生した場合における、流出油等の防除活動、災害拡大防止活動等の応急対策を実施することにより被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。
なお、特別防災区域内に係る事故等については、石油コンビナート等防災計画による。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 ○沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 ○事故施設への指導 ○他市町村・県への応援要請	
県警察		○警察用航空機等による情報収 ○救出救助活動 → ○地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒 ○危険物等の防除活動 → ○遺体の収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
第四管区海上保安本部		○災害発生の伝達及び状況把握 ○捜索及び救助・救急活動 → ○人員・物資の緊急輸送 → ○災害海域の巡視警戒 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
海上災害対策	市	1(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定 1(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒 1(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導 1(4) 消火及び流出した危険物の拡散防止活動 1(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請
	県警察	2(1) 警察用航空機等による情報収集 2(2) 救出救助活動 2(3) 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動 2(4) 遺体の収容、捜索、検視等 2(5) 交通規制 2(6) 関係機関への支援活動
	第四管区海上保安本部	3(1) 災害発生の伝達及び状況把握 3(2) 海上における捜索及び救助・救急活動 3(3) 人員・物資の緊急輸送 3(4) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動 3(5) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等 3(6) 災害海域の巡視警戒

海上災害対策

1 市における措置

(1) 沿岸住民への周知及び警戒区域の設定

被害の及ぶおそれのある沿岸に対し、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(2) 沿岸漂着油等の防除措置及び巡視・警戒

沿岸漂着油の防除措置を必要に応じ講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒する。

(3) 事故貯油等施設の所有者に対する指導

事業所の事故にあつては、事故貯油施設の所有者に対し、海上への油等流出防止措置について指導する。

(4) 消火及び流出した危険物の拡散防止活動

消防計画等により消防隊を出動させ、名古屋海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出した危険物の拡散防止活動を実施する。

消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分注意して行うものとする。

なお、「海上保安庁の機関との業務協定の締結に関する覚書」により、埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに、河川湖沼における船舶の消火活動は主として消防機関が担任し、それ以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行うことになっているので、これに基づき相互に緊密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。

(5) 他の市町村又は県その他の防災関係機関に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の消防関係機関に対して、応援の要請を行う。

2 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機（ヘリコプターテレビシステム）、警備用船舶を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(2) 救出救助活動

遭難者、行方不明者等に対し、警察用航空機、警備用船舶を活用し、第四管区海上保安本部、消防機関等の関係機関と連携して捜索及び救出救助活動を実施する。

(3) 地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、危険物等の防除活動

危険物が大量に流出した場合、沿岸における漂着物の調査及び監視を行い、関係機関と連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険

物等の防除活動を行う。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 第四管区海上保安本部における措置

(1) 災害発生の伝達及び状況把握

災害の発生を覚知したときは、巡視船艇、航空機等により状況の把握に努める。

(2) 海上における搜索及び救助・救急活動

巡視船艇及び航空機等により、海上における搜索及び救助・救急活動を行い、必要に応じて県・市町村等の活動を支援する。

(3) 人員・物資の緊急輸送

人員、物資の緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

(4) 船舶火災及び海上火災に対する消防活動

船舶火災及び海上火災が発生した場合は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、必要に応じ市（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て消防活動を実施する。

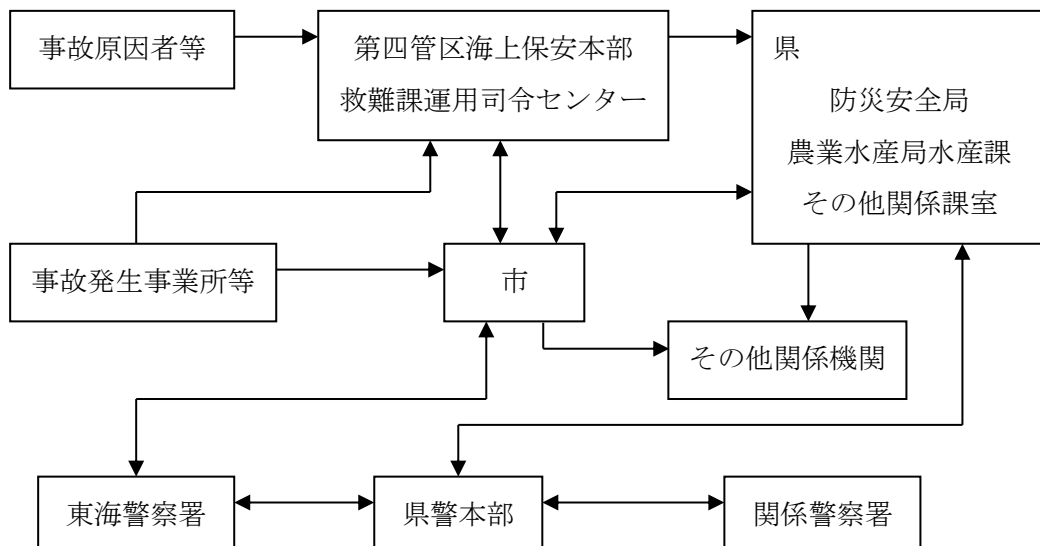
(5) 航行警報等による船舶への周知及び航行の制限等

災害現場海域にある者に対する火気の使用の制限又は禁止、船舶に対するその海域からの退去、進入の中止、周辺海域を航行する船舶の航行の制限、禁止等の制限を行う。

(6) 災害海域の巡視警戒

情報の収集、警戒及び取り締りを行い、治安を維持する。

4 情報の伝達系統



第15章 航空災害対策

【基本方針】

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、市は早期に初動体制を確立し、防災関係機関と緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○航空機事故発生 of 通報 ○警戒区域 of 設定 → ○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ○救助及び消防活動 → ○医療班 of 派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	
県警察		○航空機事故発生 of 通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域 of 設定及び避難誘導 ○遺体 of 収容、捜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	市	1(1) 航空機事故発生 of 通報 1(2) 警戒区域 of 設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班 of 派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食糧・飲料水等の提供及び資機材 of 確保 1(6) 資機材 of 確保 1(7) 他の市町村に対する応援要請 1(8) 県に対する自衛隊 of 災害派遣要請依頼、資機材確保 of 応援要請等
	県警察	2(1) 航空機事故発生 of 通報 2(2) 警察用航空機等による情報収集 2(3) 乗客、乗務員等の救出救助活動 2(4) 立入禁止区域 of 設定及び避難誘導 2(5) 遺体 of 収容、捜索、検視等 2(6) 交通規制 2(7) 関係機関への支援活動

中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通

1 市における措置

- (1) 航空機事故発生 of 通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者から通報を受けたときは、第3により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関及び関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等の協力を得て医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食糧、飲料水等を提供する。

(6) 資機材の確保

災害対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(7) 他の市町村に対する応援要請

被害の規模が大きく、市で対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」及び「中部国際空港消防相互応援協定」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(8) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

更に被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

2 県警察における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故発生を知ったときは発見者等からの通報を受けたときは関係機関に通報する。
また、大規模な航空災害発生時の情報収集活動を実施する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 乗客、乗務員等の救出救助活動

関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、地域住民の避難誘導を実施する。

(5) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 交通規制

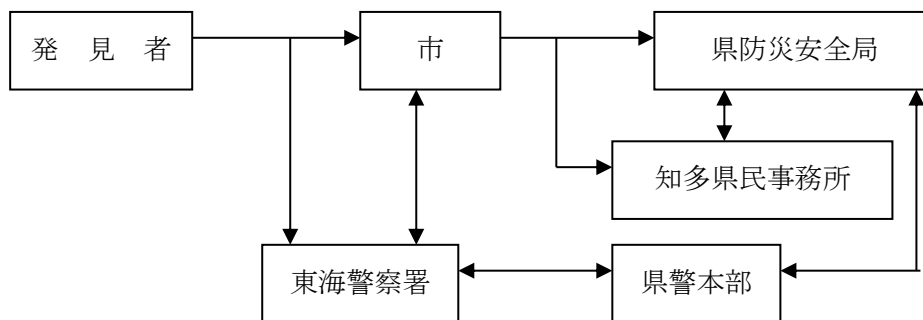
事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関への支援活動

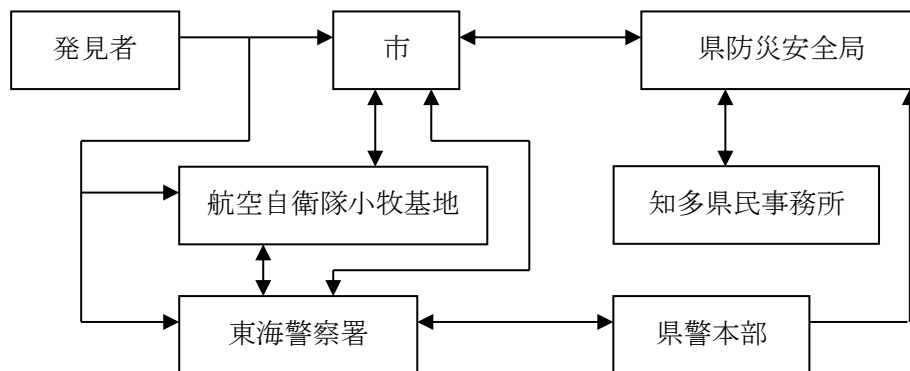
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 情報の伝達系統

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



第16章 鉄道災害対策

【基本方針】

- 大規模鉄道災害に対し、応急対策を実施することにより被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○ 県への連絡 ○ 警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限・退去等の命令 ○ 救助・救急活動及び消防活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送 ○ 応援要請	
県警察		○ 県への通報 ○ 警察用航空機等による情報収集 ○ 救出救助活動 → ○ 立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○ 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置 ○ 遺体の収容、捜索、検視等 → ○ 交通規制 → ○ 関係機関への支援活動 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	市	1(1) 県への連絡 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 資機材の確保 1(7) 他の市町村に対する応援要請 1(8) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
	県警察	2(1) 県への通報 2(2) 警察用航空機等による情報収集 2(3) 救出救助活動 2(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(5) 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置 2(6) 遺体の収容、捜索、検視等 2(7) 交通規制 2(8) 関係機関への支援活動

鉄道災害対策

1 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道会社から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する

(6) 資機材の確保

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(7) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(8) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 県警察における措置

(1) 県への通報

大規模鉄道災害の発生を知ったときは、県に通報する。

(2) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、被害状況等の情報収集を実施する。

(3) 救出救助活動

被災者の救出救助活動を実施する。

(4) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、避難誘導を実施する。

(5) 鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置

捜索・救出救助活動等に当たっては、鉄道事業者等と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を行う。

(6) 遺体の収容、捜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

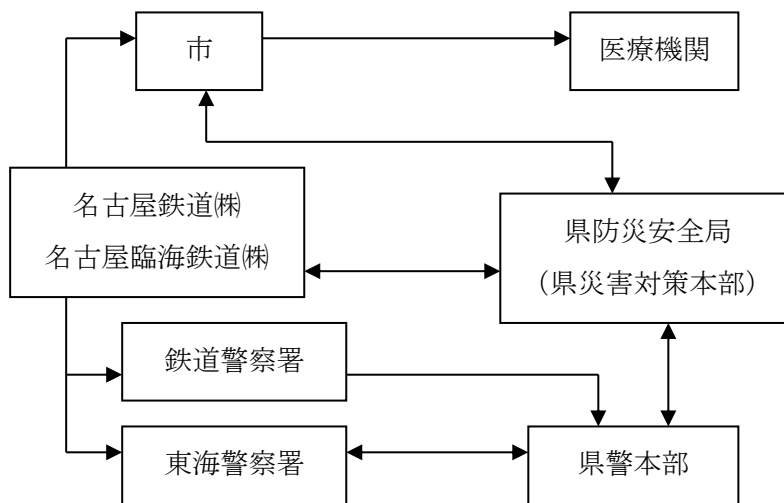
(7) 交通規制

事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(8) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 情報の伝達系統



第17章 道路災害対策

【基本方針】

- 大規模道路災害に対し応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。
- なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、「第18章火薬類、危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○ 県、国土交通省等関係機関への連絡 ○ 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 ○ 救助・救急活動及び消防活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○ 応援要請	
県警察		○ 警察用航空機等による情報収集 ○ 救出救助活動 → ○ 立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○ 危険物の防除活動 ○ 遺体の収容、捜索、検視等 → ○ 交通規制 → ○ 関係機関への支援活動 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	市	1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省及び県への連絡 1(2) 交通規制 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 1(5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(6) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(7) 資機材の確保 1(8) 他の市町村に対する応援要請 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(10) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
	県警察	2(1) 警察用航空機等による情報収集 2(2) 救出救助活動 2(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 2(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 2(5) 遺体の収容、捜索、検視等 2(6) 交通規制 2(7) 関係機関への支援活動

道路災害対策

1 市における措置

(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(6) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等への食糧及び飲料水等を提供する。

(7) 資機材の確保

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(8) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

2 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

大規模道路災害が発生した場合は、目撃者からの情報収集、警察用航空機（ヘリコプターテレビシステム）等を活用し、人的被害の有無等被害情報の収集を実施する。

(2) 救出救助活動

死傷者が発生した場合、救出救助用機材を有効に活用して、救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動

被害の拡大のおそれがあるときは、関係機関と連携し、立入禁止区域の設定をするとともに避難誘導、危険物等の防除活動を行う。

(4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導を実施するとともに、危険物の防除活動を行う。

(5) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

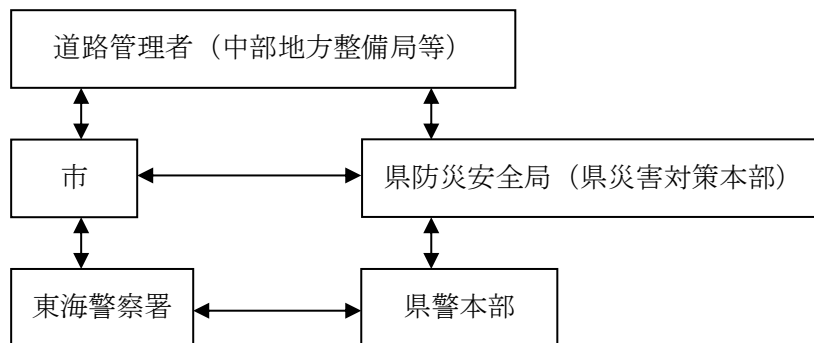
(6) 交通規制

事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(7) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 情報の伝達系統



第18章 火薬類、危険物及び毒物劇物化学薬品類災害対策

【基本方針】

○ 火薬類、危険物及び化学薬品（以下「危険物」という。）の爆発又は火災は、地域住民の生命、身体及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を迅速に除くための応急的保安措置を講ずるものとする。 ただし、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に係る防災については、「愛知県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○ 県への通報 ○ 危険物等所有者への危害防止措置の指示 ○ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ○ 消防隊の出動による救助及び消火活動 ○ 応援要請	
危険物等施設の所有者等		○ 危険物等の安全な場所への移動等安全措置 ○ 消防署等への通報 ○ 初期消火活動 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	1(1) 火薬類、危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る消防機関等への通報 1(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 1(4) 消防機関の受け入れ
	市	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 2(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 2(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動 2(5) 他市町村に対する応援要請 2(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 危険物等積載車両	危険物等輸送機関、市	第1節に準じた措置
第3節 危険物等積載船舶	危険物等輸送機関、市	第1節に準じた措置及び第四管区海上保安本部への通報

第1節 危険物施設等

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 火薬類、危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却、水（土）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防機関等への通報

消防機関、東海警察署及び市へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川、農地等への流出被害防止について、十分注意して行う。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、危険物等の所在、品名及び数量並びに施設の配置並びに災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県（知多県民事務所）へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物施設の所有者、占有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告及び助言を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川、農地等への流出被害防止について、十分注意して行う。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請する

とともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関等は、第1節に準じた措置を講ずる。

第3節 危険物等積載船舶

危険物等輸送機関等は、第1節に準じた措置を講ずるとともに、第四管区海上保安本部（名古屋海上保安部）へ災害発生について直ちに通報する。

（資 料）

- ・ 愛知県消防広域応援基本計画（抜粋）……………（参考資料 p. 16）
- ・ 愛知県内広域消防相互応援協定……………（参考資料 p. 42）
- ・ 中部国際空港消防相互応援協定……………（参考資料 p. 46）
- ・ 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定 ……（参考資料 p. 47）
- ・ 知多地域消防相互応援協定……………（参考資料 p. 43）
- ・ 名古屋市と東海市の「消防相互応援協定」……………（参考資料 p. 45）
- ・ 名古屋海上保安部と東海市との業務協定……………（参考資料 p. 45）
- ・ 災害時の情報交換に関する協定……………（参考資料 p. 79）
- ・ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定……………（参考資料 p. 52）
- ・ 東海市消防本部と東海市臨海工業地帯保安連絡協議会との防
災協定……………（参考資料 p. 47）
- ・ 東海市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に
関する業務協約……………（参考資料 p. 48）

第19章 高圧ガス災害対策

【基本方針】

- 高圧ガス設備が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努めるものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
高圧ガス施設等の所有者、占有者		○防災体制の確立 ○高圧ガス製造設備の運転停止	○高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 ○高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 ○広報
市		○危険物等施設の場合に準じた措置	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	1(1) 防災体制の確立 1(2) 高圧ガス製造設備の運転停止 1(3) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 1(4) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 1(5) 広報
	市	危険物等施設の場合に準じた措置

高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) 防災体制の確立

ア 防災組織の確立

災害発生後、防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、災害の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの防災組織を確立する。

イ 情報の収集及び伝達

防災本部は、災害発生後、事業所内の被害状況及び設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、災害の規模、被災地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス設備等の被害状況及び災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(2) 高圧ガス製造設備の運転停止

高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の

運転を緊急停止する。

(3) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(4) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、災害発生後、直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(5) 広 報

災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼす恐れのある場合又は不安を与える恐れがある場合には、災害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 市における措置

危険物等施設の場合に準じた措置を講ずる。

第20章 消防

【基本方針】

- 大火災から生命、財産を保護するため、これを緊急に鎮圧するため消防活動について、陸上における火災、海上における火災に分け、定めるものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○陸上における消防活動 → ○海上における消防活動 →	
市、第四管区海上保安本部		○防災ヘリコプターによる消防支援活動の要請	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 陸上における火災	市	1(1) 消防活動
第2節 海上における火災	市、第四管区 海上保安本部	1 石油類等の危険物が、船舶あるいは陸上から海面に流出し、火災が発生した場合、における消火活動
第3節 防災ヘリコプターの要請	市	1 防災ヘリコプターによる消防支援活動の要請

第1節 陸上における火災

1 市における措置

建造物、車両及び林野に火災が発生した場合、市は、直ちに火災現場に出動し、消防活動を実施する。

(1) 消防活動

ア 消防隊、救助隊及び救急隊の配備計画

消防隊、救助隊及び救急隊の配備計画は、東海市消防本部組織規則（昭和51年（1976年）東海市規則第5号）、東海市消防署組織規程（昭和51年（1976年）東海市消防本部訓令第1号）、東海市火災出動規程（昭和62年（1987年）東海市消防本部訓令第3号）、東海市救急業務規程（昭和62年（1987年）東海市消防本部訓令第4号）及び東海市消防団組織等に関する規則（昭和44年（1969年）東海市規則第34号）により行う。

イ 出動計画

通常の出動は、東海市火災出動規程及び東海市救急業務規程の定めるところによる。

ウ 特別警戒計画及び非常災害警備計画

消防署及び出張所における警防上、危険な対象物等を防御するため、次の計画を樹立させるものとする。

㌞ 東海市消防計画

- (イ) 高層建築物等警防計画
- (ウ) 風水害等警防計画

第2節 海上における火災

1 市及び第四管区海上保安本部における措置

石油類等の危険物が、船舶あるいは陸上から海面に流出し、火災が発生した場合、第四管区海上保安本部及び市は、直ちに火災現場に出動し、相互に連携を保ち消火活動を実施する。なお、ふ頭又は岸壁にけい留等された船舶の消火活動は、主として市が担任し、第四管区海上保安本部は、これに協力する。また、これ以外の船舶の消火活動については、第四管区海上保安本部が主として担任し、市は、これに協力する。

第3節 防災ヘリコプターの要請

1 市における措置

市は、防災ヘリコプターによる消防支援活動について、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき要請する。

(資 料)

- ・ 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定 …… (参考資料 p. 47)

第21章 大規模な火事災害対策

【基本方針】

- 大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）に対し応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図るものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市		○ 県への連絡 ○ 避難指示等 ○ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○ 消防ポンプ自動車等による消防活動 ○ 応援要請 ○ 救助・救急活動 → ○ 医療班の派遣及び医療機関への搬送等	
県警察		○ 警察用航空機等による情報収集 ○ 救出救助活動 → ○ 立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○ 遺体の収容、搜索、検視等 → ○ 交通規制 → ○ 関係機関への支援活動 →	

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	市	1(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1(2) 避難指示等 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動 1(5) 県及び他市町村への応援要請 1(6) 救助・救急活動 1(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(8) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(9) 資機材の確保 1(10) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
	県警察	2(1) 警察用航空機等による情報収集 2(2) 救出救助活動 2(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 2(4) 遺体の収容、搜索、検視等 2(5) 交通規制 2(6) 関係機関への支援活動

大規模な火事災害対策

1 市における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難指示等

地域住民等の避難の指示等については、風水害等災害対策計画第3編第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県下広域消防相互応援協定」及び「愛知県下消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の死体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食糧・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。

(9) 資機材の確保

応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(10) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消火活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、情報収集に努める。

(2) 救出救助活動

被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、検視等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

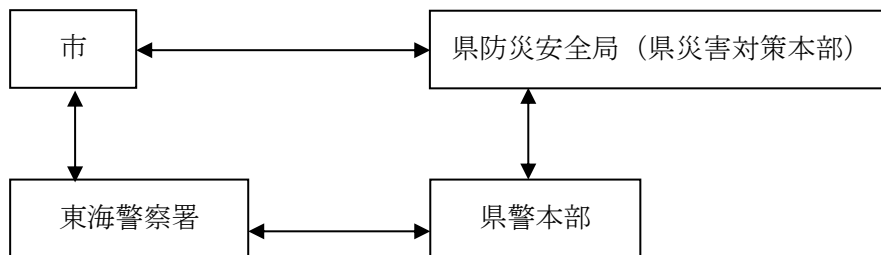
(5) 交通規制

事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

3 情報の伝達系統



第22章 住宅対策

【基本方針】

- 被災した建築物が使用できるかどうか、また被災した宅地の安全性はどうかなど、応急的な判断は、専門的知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された被災宅地危険度判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図るものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 災害により住家が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、応急仮設住宅を設置し、また住宅のき損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理や障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の借上げによる方法も活用する。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請・応援協力の要請 ○建設用地の確保 ○建設 ○賃貸住宅の借り上げ ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施

県			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定支援本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の支援 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○応援協力の要請 ○建設 ○賃貸住宅の借り上げ 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施
地方住宅供給公社 及び都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始
東海財務局、日本 銀行名古屋支店及 び県			○民間金融機関等への要請

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 被災宅地の危険度判定	市	1(1) 危険度判定実施本部の設置 1(2) 危険度判定活動の実施 1(3) 被災宅地危険度判定士の養成及び派遣要請 1(4) 危険度判定 1(5) 危険度判定のための体制整備
第2節 被災住宅等の調査	市	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への 一時入居	市、県（建設局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構	1(1) 提供する住宅の選定・確保 1(2) 受入れ体制 1(3) 一時入居の終了 1(4) 使用料等の軽減措置
第4節 応急仮設住宅の設置 及び管理運営	市	1(2) 建設用地確保 1(5) 被災者の入居及び管理運営
	県	1(1) 応援協力の要請 1(3) 応急仮設住宅の建設 1(4) 民間賃貸住宅の借上げ
第5節 住宅の応急修理	市	1 応急修理に関する補助事務
	県	2(1) 応急修理の実施 2(2) 応援協力の要請
第6節 障害物の除去	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 応援協力の要請

第1節 被災宅地の危険度判定

1 市における措置

(1) 危険度判定実施本部の設置

市災害対策本部の設置とともに、その下に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を都市建設部に設置する。この実施本部は市の判定業務の実施主体となり、判定実施計画の策定を行い、市内在住の判定士の動員を行う。

判定に当たって資機材、判定士が不足する場合は、県の危険度判定支援本部に応援要請をするものとする。

(2) 危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、危険度判定活動を実施する。

(3) 被災宅地危険度判定士の養成及び派遣要請

市は、県が実施する危険度判定士の養成に協力するとともに、建物及び宅地が被災し、危険度判定を実施する際には、必要とする人員の派遣を県の設置する危険度判定支援本部に要請する。

(4) 危険度判定

被災宅地危険度判定士が宅地の被災状況を現地調査して、宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、宅地の所有者等に注意を喚起する。

(5) 危険度判定のための体制整備

市は、宅地の危険度を判定する必要があると認めたときは、県との連携を図り、被災宅地危険度判定士の派遣を要請するとともに、要調査区域を明らかにして、迅速な作業が図られるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の発行、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 市、県（建設部）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 受入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものである。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市、県及び救助実施市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

また、二次災害に充分配慮する。

（資料）

- ・ 応急仮設住宅施設等 （附属資料 p. 58）
- ・ 応急仮設住宅入居者名簿（入居者台帳） （様式集 p. 11）

(3) 応急仮設住宅の建設

県及び救助実施市は、応急仮設住宅を次のとおり建設する（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

ア 建物の規模及び費用

㊦ 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

㊧ 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて、市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年（2012年）12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

㊦ 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

㊧ 居住する住家がない者であること。

㊨ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託して市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

㊦ 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して市がこれを行う。

㊧ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅におけ

る安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

（資 料）

- ・ 災害救助法施行細則 …………… （参考資料 p. 20）

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

- (1) 住宅の応急修理の実施

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

- (2) 応援協力の要請

市は被災住宅の応急修理に当たっては、県の「災害における被災住宅の応急修理に関する協定書」に定められた協定締結団体及び市長が認めた業者に協力を要請するものとする。

2 県及び救助実施市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

- (1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

㍑ 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

㍒ 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

㍓ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ロ) 修理の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ハ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(ロ) 修理の期間

災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(ハ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県及び救助実施市は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

(資 料)

- ・ 災害救助法施行細則 …………… （参考資料 p. 20）

第6節 障害物の除去

1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県における措置

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- ・ 災害救助法施行細則 …………… (参考資料 p. 20)

第23章 学校における対策

【基本方針】

- 災害が発生するおそれのある場合は、市との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
また、学校等は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるものとする。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

【主な機関の応急活動】

区分	事前	被害発生中	事後
市	○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施		○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 ○ 教科書等の給与（市立学校） ○ 応援の要求
県	○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施		○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 ○ 教科書等の給与（県立学校） ○ 応援の要求・指示
国立・私立学校設置者	○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施		○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 ○ 教科書等の給与（私立学校等） ○ 応援の要求

【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市	(1) 臨時休業等の措置 (2) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	市、県（及び国立・私立学校設置者）	(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施 (2) 教職員の確保
第3節 応急な教育活動についての広報	市、県（及び国立・私立学校設置者）	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の給与	市	児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 市における措置

必要に応じ、災害等に関する情報及び特定の対策等は、市災害対策本部から各学校等に伝達する。

(1) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより児童生徒等の安全確保が困難であると思われる場合は、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 小・中学校

災害の発生が予想される場合には、市教育委員会又は各学校が行う。ただし、各学校長が行う場合は、市教育委員会と協議する。

(2) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して「第9章 避難者・帰宅困難者対策」に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所の開設の要請を受け、又は避難者があった学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 市及び県（教育委員会）における措置

市及び県の教育委員会は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設になることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎の確保は、イからエに準ずるものとする。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、市と協議を行い、早期授業の再開を

図る。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長期間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行く。

ただし、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又は教職員を臨時に採用する等必要な教職員の確保に万全を期する。

また、教育委員会は、教育施設の確保、教職員の確保その他自ら学校教育の実施が困難な場合は、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市及び県（教育委員会）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び家庭等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

市は、災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない教科書・学用品等をそう失し、又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの教科書・学用品等を直ちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対して必要最小限の教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生報告について」附属資料別紙様式により、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。

また、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。

(2) 整備保存すべき帳簿

- ア 学用品購入（配分）計画表（様式集 p. 11）
- イ 学用品交付簿（様式集 p. 12）
- ウ 学用品出納に関する帳簿
- エ 学用品購入関係支払証拠書類